

# 会津坂下町新庁舎建設 基本計画（案）

会津坂下町



## <目 次>

<b>1. はじめに</b>	
（1）新庁舎建設の検討の背景 .....	1
（2）基本計画の位置付けとこれまでの経過 .....	1
<b>2. 現状と課題の整理・新庁舎の必要性</b>	
（1）現庁舎の現状と課題 .....	4
（2）新庁舎整備の必要性 .....	6
（3）各種計画との関連性 .....	7
<b>3. 基本理念と基本方針</b>	
（1）基本理念 .....	9
（2）基本方針 .....	9
<b>4. 新庁舎等の規模</b>	
（1）基本的な考え方 .....	10
（2）規模算定 .....	10
（3）駐車場・駐輪場の規模 .....	11
（4）新庁舎に必要な規模 .....	15
<b>5. 建設地の選定と今後の課題</b>	
（1）建設候補地の比較 .....	18
（2）建設地の選定 .....	24
（3）建設地の今後の課題 .....	26
<b>6. 基本性能と導入機能</b>	
基本方針① 町民の安全を守る防災拠点としての庁舎	
（1）防災等拠点機能（構造計画含む） .....	27
（2）駐車場・駐輪場等 .....	27
基本方針② 来庁者に優しい便利でわかりやすい庁舎	
（1）窓口、住民サービス機能 .....	28
（2）ユニバーサルデザインの採用 .....	29
基本方針③ 効率的で利用しやすい行政機能を備える庁舎	
（1）防犯・セキュリティ機能 .....	30
（2）執務機能および執務環境 .....	30
（3）福利厚生 .....	31
基本方針④ 経済性に優れた庁舎	
（1）コストの低減 .....	31
（2）負荷の軽減 .....	32

基本方針⑤ 協働のまちづくりの拠点となる庁舎	
（１）まちづくり・地域づくり .....	33
（２）議会機能・会議機能 .....	33
（３）景観・周辺環境への調和 .....	34
（４）地域産材の活用 .....	34
<b>7. 新庁舎の建築計画</b>	
（１）敷地条件 .....	35
（２）配置計画 .....	35
（３）構造計画 .....	38
（４）平面計画 .....	40
（５）階層計画 .....	41
（６）設備計画 .....	41
（７）外構及び景観等 .....	42
（８）木質化・木造化の検討 .....	42
<b>8. 現庁舎跡地の利活用</b>	
（１）現庁舎跡地の利活用について .....	43
<b>9. 概算事業費の算出と財源計画</b>	
（１）概算事業費 .....	44
（２）財源等 .....	44
<b>10. 事業方式と事業スケジュール</b>	
（１）新庁舎建設の事業方式と事業の流れ .....	46
（２）新庁舎建設の事業方式別の比較 .....	48
（３）新庁舎の事業方式の選択 .....	49
（４）新庁舎の事業スケジュール .....	50

## 巻末資料

会津坂下町新庁舎建設検討委員会歴代委員名簿 .....	51
会津坂下町新庁舎建設基本計画策定までの経過 .....	53

# 1. はじめに

## (1) 新庁舎建設の検討の背景

現庁舎は、昭和36年に建設され建築後64年が経過する中で、行政需要の多様化等に伴い、庁舎の狭あい化や窓口の分散化が進み、老朽化に伴う維持管理費の増大も課題となっています。

特に東日本大震災や熊本地震では、多くの庁舎が被災し、災害時に必要な様々な対応に支障が生じる事態が報告され、防災拠点施設としての庁舎の重要性が再認識されたところです。

現庁舎も東日本大震災において、幸い倒壊等の大きな被害はまぬがれたものの、防災拠点施設としての機能は果たせない状況となっています。

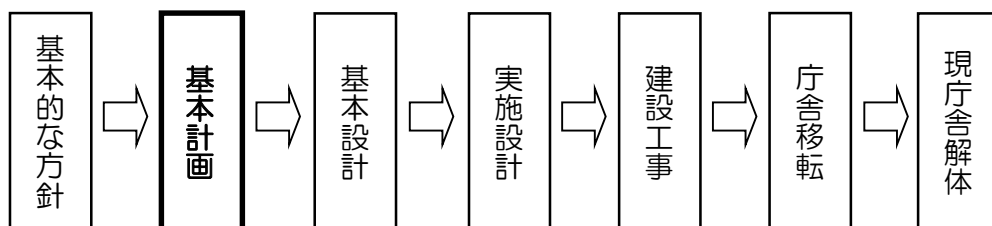
加えて、施設や設備の老朽化による安全面への影響、施設の分散化やスペースの狭あい化による町民サービス機能の低下、高齢者や障がい者等に配慮した機能の不足など、多くの課題を抱えています。

以上のことから、町においても新庁舎の整備は重要かつ喫緊の課題であると考え、防災機能の強化、老朽化や狭あい化への対応、庁舎分散の解消のため新庁舎建設に取り組むものであります。

## (2) 基本計画の位置付けとこれまでの経過

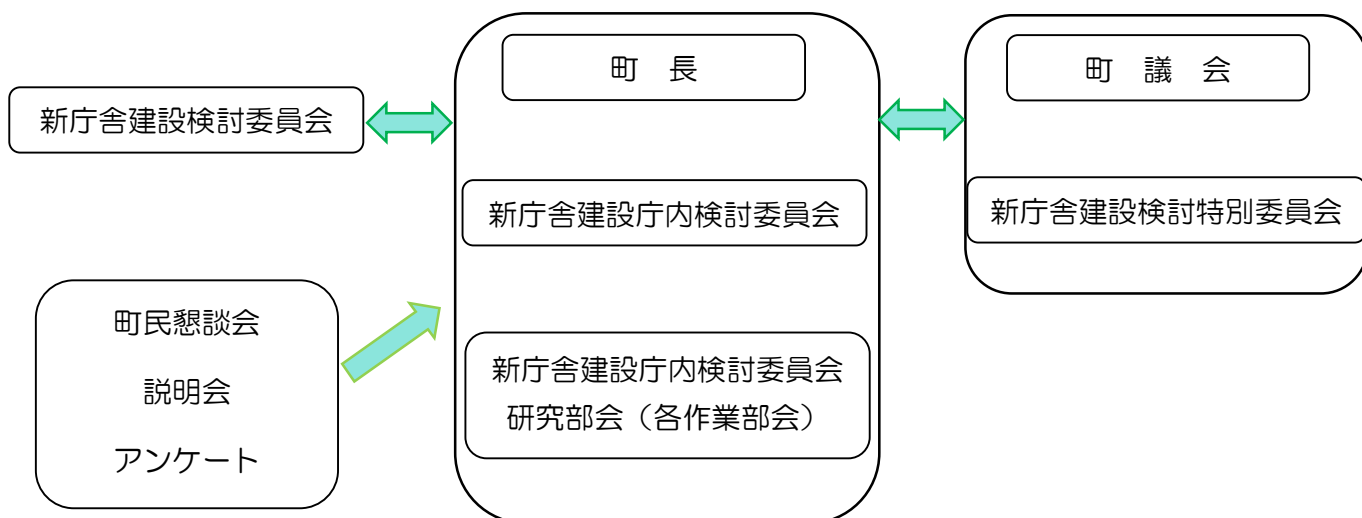
### ① 基本計画の位置付け

本計画の位置づけは次の図のとおりです。



「会津坂下町新庁舎建設基本計画」は、役場庁舎のあり方や必要な機能の検討を踏まえ、本町が目指す新庁舎整備の基本的な考え方を示すもので、今後の基本設計及び実施設計でのより詳細な検討を行う際の指針とするものです。

## ② 本計画の検討体制



## ③ これまでの経過

平成29年3月23日に課長等による第1回新庁舎建設庁内検討委員会を立ち上げ、平成30年4月に庁舎内組織機構の改編により政策財務課内に庁舎建設準備室を設置し、本格的に新庁舎建設へ向けた検討に入りました。また町民の声を建設計画へ反映させるため町民による各種団体の代表者20名による「新庁舎建設検討委員会」を平成29年7月に設置し、延べ8回にわたる検討委員会を開催し、新庁舎に必要な機能や複合施設の検討、特に建設候補地の選定においては、委員各位の白熱した議論の末、現庁舎付近に決定し町長に中間答申されました。

平成30年3月議会において中間答申を上程し議決を得ましたが、同年6月財政シミュレーションの再実施の結果、このままの財政状況で建設を進めると、住民サービスの低下が危ぶまれることから、同年9月議会において、新庁舎建設については休止としました。

財政健全化の取り組みののち、令和4年4月より「庁舎整備課」を新設し、庁舎建設事業を再開しました。同年6月議会において、町民より新庁舎整備に係る請願書が提出され、議会で採択されました。その後、議会より「会津坂下町役場新庁舎の建設場所について様々な状況を加味し再度協議することを求める意見書」が提出されました。意見書を受け、町が再検討を始め、令和5年2月の議会全員協議会にて新庁舎建設地を「旧坂下厚生総合病院跡地」と表明しました。しかし、同年5月の町民懇談会にて賛否両論様々なご意見をいただいたことから、平成30年3月に建設地が「現庁舎周辺」と議決された時点に立ち返り、より多くの町民の皆様のご意見を伺いながら、検討を進めました。

その後、建設場所についてより一層検討を進めていくため、令和6年6月議会において建設候補地を「現本庁舎・北庁舎・東分庁舎・東駐車場用地、又はその他の候補地」へ変更する議案を上程し、可決されました。これを受け、各地区で懇談会を開催し、建設候補地の比較検討を行いました。

この町民懇談会の結果などを基に、新庁舎の建設場所を「旧坂下厚生総合病院跡地」とする内容の「会津坂下町役場新庁舎建設の基本的な方針」を作成し、「新庁舎建設検討委員会」や議会の「新庁舎建設検討特別委員会」での精査を行い、令和7年2月に町民説明会を各地区で実施し、「会津坂下町役場新庁舎建設の基本的な方針」について説明を行いました。

そして令和7年3月議会にて、「会津坂下町役場新庁舎建設の基本的な方針」の内容を抜粋した「建設場所を含む会津坂下町役場新庁舎建設の基本的な指針」を議案として提出し、可決されたことで「旧坂下厚生総合病院跡地」が新庁舎の建設場所に決定しました。

令和7年4月からは、隣接予定団体や、土地の所有者と、敷地の使用範囲や用地の取得について協議を進め、令和7年12月には、「旧坂下厚生総合病院跡地」の西側14,791.19㎡を新庁舎の建設用地として町が取得しました。

また、当初から数え、延べ29回にわたる「新庁舎建設検討委員会」を開催し、新庁舎に必要な機能などの検討を重ね、「会津坂下町新庁舎建設基本計画（案）」を策定し、令和8年4月に、本計画（案）が町長に答申されました。

## 2. 現状と課題の整理・新庁舎の必要性

### (1) 現庁舎の現状と課題

現庁舎の概要

項目	本庁舎 (ボイラー室含む)	北庁舎	東分庁舎	南分庁舎	計
敷地面積	2,587.41 m <sup>2</sup>		1,242.31 m <sup>2</sup>	365.19 m <sup>2</sup>	4,194.91 m <sup>2</sup>
建築面積	677.40 m <sup>2</sup>	197.49 m <sup>2</sup>	429.09 m <sup>2</sup>	245.00 m <sup>2</sup>	1,548.98 m <sup>2</sup>
延床面積	2,011.40 m <sup>2</sup>	648.47 m <sup>2</sup>	709.46 m <sup>2</sup>	430.50 m <sup>2</sup>	3,799.83 m <sup>2</sup>
階数	5階建	3階建	2階建	2階建	—
構造	R C造	S造	R C造	R C造	—
建築年度	昭和36年	昭和52年	昭和37年	昭和59年	—
駐車台数	本庁舎15台・東分庁舎10台・東駐車場57台 計82台				
職員人数	154人(特別職・会計年度任用職員含む) R7.4.1現在				

#### ① 建物本体の耐震性と老朽化

現在の本庁舎は、平成8年度に実施された耐震診断で、極めて危険な建物のため改築すべきと診断されており、早急な改築が必要です。また、建設後60年以上が経過しており、老朽化に伴う雨漏り、壁や床等のひび割れにより、維持管理費が増大しています。



書庫内の雨漏り



町長室前廊下のひび割れ



破損した壁

## ② 設備機器等の老朽化・不足

執務室の電源やLANのコンセント数が少なく、電化製品の増加やパソコンの普及に対応できていません。配線収納も不十分であり、歩行の障害になっています。



むき出しになった配線



不十分な配線収納

## ③ 行政機能の分散化

本庁舎が北庁舎と階層が異なるうえ、東分庁舎に商工関係、南分庁舎に教育関係と行政機能が分散して配置されています。来庁される皆様からは分かりにくいとの指摘を受けています。



本庁舎と北庁舎の接続部



現在の案内板

## ④ 駐車場の狭あい

本庁舎正面にある駐車スペースは15台分しかなく、不足することも少なくない状況です。また、1台あたりの駐車スペースが狭く、ゆとりがありません。東駐車場はあるものの、高齢者をはじめとした町民の皆様より不便であるとの指摘があります。

## ⑤ 窓口対応（狭あい）

行政需要の多様化に伴い、庁舎の狭あい化が進んでいます。特に、1階窓口は、窓口スペースや相談スペースが不足しているため、プライバシーの保護ができていない状況です。



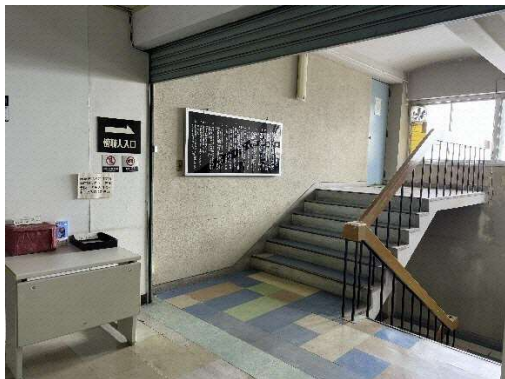
狭められた執務スペース



隣席と近く、仕切りもない窓口

## ⑥ ユニバーサルデザインへの対応

各庁舎は、高齢者や障がい者等、すべての人が利用しやすい環境にはなっていません。エレベーターもないため、障がい者や乳幼児を連れた方などの移動が困難な状況です。



ユニバーサルデザイン  
への対応が不十分な動線



車いす等では入ることが  
困難な多目的トイレ

## (2) 庁舎整備の必要性

### ① 耐震性の不足

平成8年度に実施された耐震1次診断において、I s値（耐震指標）が最も低い箇所  
でX方向=0.24、Y方向=0.30しかないため、基準値（1.0）を大きく下回  
り、極めて危険な建物との診断がなされており、耐震改修ではなく建築基準法（昭和25  
年法律第201号）に定める耐震基準に適合するよう建替えすべきとされています。

## ② 施設・設備の老朽化

執務室の電源や LAN が過剰に接続されており、電源供給やネットワーク状態が不安定で、火災が発生する危険性もあります。

また、エレベーターがないため、障がい者や乳幼児を連れた方などの移動が困難な状況です。

すべての来庁者が利用しやすく、職員も働きやすい環境を整備する必要があります。

## ③ 施設の分散化・狭あい化による町民サービスの低下

施設が分散して配置されており、来庁される皆様からはわかりにくいとの指摘を受けています。また、本庁舎正面にある駐車スペースは15台しかなく、恒常的に不足している状態です。加えて、1台当たりの駐車スペースが狭くゆとりがありません。

庁舎内窓口対応についても、十分なスペースや個室の相談室が不足しているため、プライバシーの保護ができていない状況です。

ゆとりある駐車場を整備し、行政機能を統合して、利用者の利便性の向上を図る必要があります。

## ④ DX 推進の必要性

町民のライフスタイルの変化や価値観の変化に対応する必要があります。

また、職員が減少していく中、町民のニーズは多様化しており、業務の効率化を推進する必要があります。

## (3) 各種計画との関連性

### ① 第六次会津坂下町振興計画後期基本計画（以下「後期計画」という。）

令和6年度に後期計画が策定され「第4章 基本計画」の中に「役場庁舎の建設」が位置付けられております。災害時には防災拠点としての機能を果たすとともに、分散している行政機能を集約することにより、行政サービスの向上や町民にとって利便性の高い新庁舎を早期に建設することとしています。

### ② 会津坂下町都市計画マスタープラン（以下「都市マス」という。）

上記の後期計画の都市環境分野の目標を、より具体的に実現するための計画です。

平成29年4月に策定された「都市マス」では、庁舎等公共施設の耐震化等を図るなど防災拠点としての施設整備を図ることとなっています。

また、令和8年3月の改訂により、旧坂下厚生総合病院跡地での役場庁舎の建替えを推進することとなっています。

### ③ 会津坂下町地域防災計画

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び会津坂下町防災会議条例に基づき、会津坂下町防災会議が作成する計画であり、国・県と連携した町の地域防災に関する計画です。

その中で、役場庁舎は震災時の避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心として「防災上重要な建築物」に位置付けられており、耐震性の確保が喫緊の課題となっています。

また、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に投入するための事前準備体制と事後の対応力強化を図る必要があることから、業務継続性の確保を図ることとされています。

### ④ 会津坂下町業務継続計画

大規模な災害が発生した場合を想定し、発災時の限られた資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画です。

大規模地震の発生により現本庁舎等が損壊した場合、耐震基準を満たし自家用発電機を有する中央公民館に災害対策本部等に移し危機管理拠点とすることとしています。

### ⑤ 会津坂下町公共施設等総合管理計画及び会津坂下町公共施設等総合管理計画個別施設計画

厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことの予想を踏まえ、全体の状況を把握し長期的な視点をもって、更新・複合化・転用及び長寿命化などを効率的に行うため策定するものです。

その中で、新庁舎建設については、災害時の防災拠点としての多くの機能が求められるため、庁舎の更新が最優先に位置付けられています。町の財政状況を考慮すると新庁舎建設と並行して庁舎以外の施設の更新は難しいため、庁舎以外の施設は当面長寿命化をはかり、新庁舎建設後に更新することとしています。

### 3. 基本理念と基本方針

#### (1) 基本理念

- ① 町民の安全を守る防災拠点機能
- ② 来庁者に優しい便利でわかりやすい庁舎機能
- ③ 効率的で利用しやすい行政機能
- ④ 経済性に優れた庁舎機能
- ⑤ 協働のまちづくりの拠点となる庁舎機能

#### (2) 基本方針

##### ① 町民の安全を守る防災拠点としての庁舎

大規模災害の発生時には災害対策本部の拠点施設として、耐震性能・防火性能・浸水対策性能を備えた施設とするとともに、緊急時のアクセス性に優れた庁舎とします。

##### ② 来庁者に優しい便利でわかりやすい庁舎

ゆとりある駐車場を整備するとともに、アクセス性に優れた来庁しやすい環境とします。庁舎機能を統合し、利用者の利便性の向上を図り、ユニバーサルデザインに配慮したすべての人にとって使いやすい庁舎とします。

##### ③ 効率的で利用しやすい行政機能を備える庁舎

来庁者が利用しやすい施設であり、職員にとっても働きやすい職場環境である必要があります。そのため、DX化を推進し、住民サービスの向上を図ります。

##### ④ 経済性に優れた庁舎

早期建設を図ることで、建設コストの上昇を防ぐとともに、建設・維持管理・修繕・解体までのライフサイクルコストの低減を図れる建物とします。また、環境対策へ配慮するため自然エネルギー等の有効活用や省エネ、省資源化も行います。

##### ⑤ 協働のまちづくりの拠点となる庁舎

協働のまちづくりの拠点として、情報発信・提供機能や、町民交流スペースを備え、町民活動がしやすい町民に開かれた庁舎とします。また、町政への町民参画がしやすくなるような設備を備えた議会機能を整備します。

## 4. 新庁舎等の規模

### (1) 基本的な考え方

新庁舎の建設規模については、次のとおり想定しています。なお、基本設計・実施設計時により詳細な検討を行います。

### (2) 規模算定

新庁舎の規模算出については、国土交通省の新営一般庁舎面積算定基準及び近隣自治体事例を参考に算出しました。既存機能のほか、町民ホールや相談室等新規に導入したい機能を最低限追加し、事務室や書庫等の効率化を図ることとします。

今回算出する際の前提として、現在庁舎内に併設している両沼地方町村会（2名）は継続して新庁舎でも併設することとします。

#### 庁舎規模の算出

	区分		職員数 (人)	換算率	換算人数	基準面積	A.算出面積 (㎡)	B.役場既存面積 区分 (㎡)	比較 (㎡) A-B		
a	事務室	役場	特別職	3	10.0	30.0	(3.3㎡× 110%) /人	108.90	123.00	△ 14.10	
			課長級	10	2.5	25.0		90.75			
			補佐級	15	1.8	27.0		98.01			
			係長級	31	1.8	55.8		202.55			
			製図職員(技師)	6	1.7	10.2		37.03			
			一般職員	62	1.0	62.0		225.06			
			会計年度	17	1.0	17.0		61.71			
			小計	144		227.0		824.01			1161.77
	両沼町村会	課長級	1	2.5	2.5	(3.3㎡× 110%) /人	9.08	18.00	△ 5.30		
		一般職員	1	1.0	1.0		3.63				
		小計	2		3.5		12.71			18.00	△ 5.30
		人数合計	146.00		230.50		面積合計			836.72	1179.77
	b	付属面積	倉庫	aの面積×13% (+台帳倉庫等業務上必要なものを計上可能)				220.37	359.18	△ 138.81	
			会議室	(40㎡/100人、10人増すごとに+4㎡) × 1.1				64.24	402.01	△ 337.77	
電話交換室			換算人数240人：36㎡ 320人：40㎡				36.00	15.00	21.00		
宿直室			10㎡/人、1人増すごとに3.3㎡ (2人を想定)				13.30	9.00	4.30		
湯沸室			6.5㎡×3ヶ所				19.50	28.30	△ 8.80		
受付			6.5㎡ (最少)				6.50	0.00	6.50		
便所・洗面所			職員数150人以上 0.32㎡/人×人数				46.72	100.40	△ 53.68		
医務室			職員数150人以上				55.00	0.00	55.00		
更衣室			現況(男子更衣室)：48㎡×2ヶ所				96.00	63.00	33.00		
売店			0.085㎡/人				12.41	0.00	12.41		
合計							570.04	976.89	△ 406.85		
c	固有業務	議会	議会:議員数14人×35㎡				490.00	313.00	177.00		
		書庫	現況×8割				309.98	387.47	△ 77.49		
		印刷室	現況：15.5㎡×2ヶ所				31.00	15.50	15.50		
		電算室	現況				50.00	50.00	0.00		
		放送室	現況				13.00	13.00	0.00		
		中央監視室	現況				20.00	20.00	0.00		
		町民交流スペース	三春町：128㎡、埴町：112㎡、大熊町：207㎡を参考に算出				150.00	0.00	150.00		
		相談室	現況：20㎡×4部屋				80.00	20.00	60.00		
		休憩室	25㎡×2部屋				50.00	26.00	24.00		
		合計					1193.98	844.97	349.01		
d	設備関係	機械室	a+b+c>2,000㎡以上：436㎡				436.00	27.00	409.00		
		電気室	a+b+c>2,000㎡以上：78㎡				78.00	0.00	78.00		
		合計				514.00	27.00	487.00			
e	交通部分	玄関、廊下、階段、エレベーター等 (a+b+c+d)×35%				1090.16	945.20	144.96			
合計					4204.89	3973.83	231.06				

※既存面積は図面から積算した概算面積も含む。

以上、国土交通省の算定基準で算出した延床面積は 4,204.89 m<sup>2</sup>となりますが、今後の職員数の減少、DX の推進による来庁者の減少を考慮する必要があるため、会議室等の多機能化と配置や動線の効率化を図り、延床面積を約 4,000 m<sup>2</sup>に縮小することを目標とします。

今後、基本設計の中で、庁舎内のレイアウトを検討し、より詳細な設計を行ってまいります。

### (3) 駐車場・駐輪場の規模

#### ① 来庁者用駐車場について

来庁者用駐車台数は「最大滞留量の近似的計算法」(岡田光正 著) や実状により算出しました。

#### (ア) 「最大滞留量の近似的計算法」による算出

##### I 利用総数

市 - 区 - 町役場の窓口事務施設の調査

「来庁者のうち、自動車による来庁者数統計値」(関龍夫 著) から、自動車による来庁者を統計値により想定します。一般に所轄人口の 0.9%前後が窓口部門、0.6%前後が窓口以外の来庁者数として想定され、次式で表されます。

来庁者台数(台/日) = 人口 (a) × 人口に対する来庁者の割合 (b) × 交通手段の割合

(c)

		人口 (a)	来庁割合 (b)	交通手段割合 (c)	来庁台数 (d)
自動車	窓口	13,860 人	0.9%	87%	109 台
	窓口以外		0.6%		73 台

※ (c) : 自動車登録台数(特殊車両除く) / 人口 (令和 6 年 4 月 1 日現在)

##### II 必要駐車台数

「必要駐車台数は、利用総数と平均滞留時間から最大滞留量の算定を行う」とされ、次式で表されます。

必要駐車台数 = 最大滞留量(台/日) = 1 日の来庁台数 × 集中率(α) × 平均滞留時間

(β)/60

(α) : 集中率 - 30% (一般事務所、美術館タイプ)

(β) : 平均滞留時間 - 窓口 (25 分)、窓口以外 (60 分)

		来庁台数 (d)	集中度 ( $\alpha$ )	平均滞留時間 ( $\beta$ )	駐車台数
自動車	窓口	109 台	30%	25 分	14 台
	窓口以外	73 台		60 分	22 台
	合計	182 台		-	36 台

### Ⅲ 他団体等の現在の駐車台数

南分庁舎来庁者用は 2 台と想定します。

### Ⅳ そのほかの駐車台数

おもいやり駐車場については、令和 7 年 6 月に施行される新たなバリアフリー規準によると駐車施設数が 200 以下の場合、当該施設数の 2% 以上とすることとなっています。仮に 50 台とした場合は 1 台以上、100 台とした場合は 2 台以上整備する必要があります。高齢化社会であること、また基本理念である「来庁しやすい便利で分かりやすい庁舎機能」から基準よりも少し余裕を持たせ 3 台整備することを想定します。

また、電気自動車用駐車場については SDG s の目標達成や脱炭素社会の実現の観点から 2 台整備すると想定します。

以上のことから必要駐車台数は下記の通りです。

来庁者用	36 台	南分庁舎来庁者用	2 台
おもいやり駐車場用	5 台	電気自動車用	2 台
		計	45 台

### (イ) 現在の駐車台数からの算出

#### 1 1 年間の駐車台数調査から求めた平均駐車台数

令和 5 年 8 月より調査した駐車台数調査（対象：本庁舎前及び東駐車場）により判明した平均駐車率は 80% です。

ここから求められる平均駐車台数は下記の通りとなります。

駐車可能台数	平均駐車率	平均駐車台数
15 台 + 57 台 = 72 台	80%	72 台 × 80% ≒ 58 台

上記 58 台には、現在東駐車場に駐車している公用車 9 台、職員用 8 台、計 17 台が含まれますので、差し引き 41 台が平均駐車台数と考えられます。

## II 他団体等の現在の駐車台数

(ア) 同様、南分庁舎来庁者用は2台と想定します。

I 及びIIの合計は下記の通りとなります。

平均駐車台数	41台	南分庁舎来庁者用	2台
		計	43台

### (ウ) 整備が必要な駐車台数

(ア)での駐車台数は計算式に基づき算出した台数、新庁舎に併設予定の団体の現在の駐車台数、バリアフリーの観点から算出したおもいやり駐車場の台数、SDGsの目標達成や脱炭素社会の実現の観点から配置したいEV自動車用の駐車台数から求めた必要最小限の数値です。

(イ)での駐車台数は現状から求めた数値であるため、新庁舎に整備すべき台数により近い台数と思われます。そこで**43台**を整備が必要な駐車台数としますが、災害時には災害支援用の敷地等にも利用することを考え、おもいやり駐車場として**3台**とEV用駐車場**2台**は43台とは別に整備することとします。

#### ② 議員用駐車場について

現状、議会会期中や各委員会の開催日は満車となり、駐車できないこともあることから、会期中等に議員が優先的に止められる駐車場として、議員定数の**14台**を整備します。なお、会期中等以外は一般駐車場として誰もが利用可能な駐車場とします。

#### ③ 公用車用駐車場について

業務の効率化や緊急時に迅速に対応できる体制を整えるために、新庁舎と同一敷地内に駐車場を整備します。後述する一部の緊急車両やバス（車庫内の駐車）を含めた**37台**を駐車することとします。

#### ④ 車庫について

豪雪地帯である土地柄を考慮し、緊急車両は車庫内に駐車することとします。また、経年劣化を軽減させる目的でバスについても車庫内駐車とします。台数は今後検討が必要ですが、本計画中は緊急車両**10台**とバス**3台**を駐車することとします。

実際の規模については、必要性和全体事業費を鑑み、基本設計において検討します。

#### ⑤ 駐輪場について

駐輪場台数についても①来庁者用駐車台数を算出した「最大滞留量の近似的計算法」による算出を行います。

### I 利用総数

来庁者台数(台/日) = 人口(a) × 人口に対する来庁者の割合(b) × 交通手段の割合(c)

		人口 (a)	来庁割合 (b)	交通手段割合 (c)	来庁台数 (d)
自転車	窓口	13,860 人	0.9%	6.4%	8 台
	窓口以外		0.6%		6 台
バイク	窓口		0.9%	0.8%	1 台
	窓口以外		0.6%		1 台

※ (c) : アンケート報告書 (平成 29 年 8 月)

### II 必要駐輪台数

必要駐輪台数 = 最大滞留量(台/日) = 1 日の来庁台数 × 集中率(α)

× 平均滞留時間(β)/60

(α) : 集中率 - 30% (一般事務所、美術館タイプ)

(β) : 平均滞留時間 - 窓口 (25 分)、窓口以外 (60 分)

		来庁台数 (d)	集中率 (α)	平均滞留時間 (β)	駐車台数
自転車	窓口	8 台	30%	25 分	1 台
	窓口以外	6 台		60 分	2 台
バイク	窓口	1 台		25 分	1 台
	窓口以外	1 台		60 分	1 台
合計		16 台		—	5 台

### III 職員用駐輪台数

現在の職員の自転車での通勤者数は、28 人です。

以上のことから新庁舎必要駐輪台数を以下の表に示します。

利用者	駐輪台数	備考
来庁者	5 台	自転車 : 3 台 バイク : 2 台
職員	28 台	自転車 : 26 台 バイク : 2 台
合計	33 台	

### ⑥ 倉庫について

基本的には設備や器具等は庁舎内に収納することを前提に検討しますが、業務上外にある方が効率的な場合や、スペースの関係上収まりきらない設備等を考慮し、最低限の倉庫を敷地内に設けます。規模については今後基本設計において検討することとします。

#### (4) 新庁舎に必要な規模

##### ① 新庁舎の建設規模

項目	内 訳	必要面積
事務室	一般事務及び応接室等	おおむね 950 m <sup>2</sup>
倉庫・会議室等	倉庫、会議室、宿直室、湯沸室、トイレ等	おおむね 500 m <sup>2</sup>
議会・書庫等	議場、議員控室、書庫等	おおむね 1,100 m <sup>2</sup>
設備関係	機械室、電気室、自家発電室等	おおむね 400 m <sup>2</sup>
交通部分	玄関、広間、廊下、階段等	おおむね 1,050 m <sup>2</sup>

##### ② 駐車場・駐輪場の規模

項目	内 訳	必要台数
自動車駐車場 (車庫・駐車場を含む)	来庁者用（議員含む） : 57 台 おもいやり駐車スペース : 3 台 EV 対応駐車スペース : 2 台 車庫内公用車 : 13 台 公用車用駐車スペース : 24 台 職員用駐車スペース : 92 台	191 台
自転車用駐車スペース		29 台
バイク用駐車スペース		4 台

上記必要台数を満たしつつ、緊急災害時にも対応可能な規模とします。

③ 敷地の規模

項目	概算面積	備考
庁舎	約 2,000 m <sup>2</sup> (約 1,400 m <sup>2</sup> )※1	延床面積 4,000 m <sup>2</sup> を想定として建築面積を計算
駐車場・駐車場車路	約 4,330 m <sup>2</sup>	1台あたり 25.0 m <sup>2</sup> ×173台 ※2 (職員用駐車場を含む)
おもいやり駐車場	約 90 m <sup>2</sup>	1台あたり 30.0 m <sup>2</sup> ×3台 ※2
EV 対応駐車場	約 60 m <sup>2</sup>	1台あたり 30.0 m <sup>2</sup> ×2台 ※2
車庫棟	約 520 m <sup>2</sup>	延床面積 500 m <sup>2</sup> を想定として建築面積を計算、バス 3台・公用車 10台計画 ※実際の規模は基本設計で検討
倉庫	約 300 m <sup>2</sup>	
駐輪場(バイク)	約 10 m <sup>2</sup>	1台あたり 2.5 m <sup>2</sup> ×4台
駐輪場(自転車)	約 30 m <sup>2</sup>	1台あたり 1.2 m <sup>2</sup> ×29台
構内道路(バス停含む)、歩行者用通路、車寄せ、キュービクル、照明灯・屋外サイン等の設置面積	約 4,040 m <sup>2</sup>	上記用途別駐車場面積の 90%程度として計算
緊急用スペース、堆雪スペース、調整池等	約 2,380 m <sup>2</sup>	敷地の 17%程度として計算 ※3
緑地	約 420 m <sup>2</sup>	敷地の 3%程度として計算 ※4
合計	約 14,180 m <sup>2</sup> (約 13,580 m <sup>2</sup> )※1	

※1 3階建ての場合

※2 国土交通省の新営一般庁舎面積算定基準の自動車置場 25 m<sup>2</sup>/台(車いす利用者は 30 m<sup>2</sup>/台)より算定

※3 近隣市町村の庁舎の敷地例を参考

※4 都市計画法施行令第 25 条による

基本的な方針での算定結果では、新庁舎敷地の規模を約 10,000 m<sup>2</sup>とし、別敷地に職員駐車を約 3,000 m<sup>2</sup>確保する目安でした。

その後、隣接予定団体と敷地の使用範囲と配置計画を検討し、新庁舎敷地として南側の敷地のみを利用する事になりました。

そのため本計画では、職員駐車場を含めた上記の算定結果より、新庁舎敷地の規模は約 14,000 m<sup>2</sup>を目安とします。

## 5. 建設地の選定と今後の課題

### (1) 建設候補地の比較

#### ① 建設候補地の選定

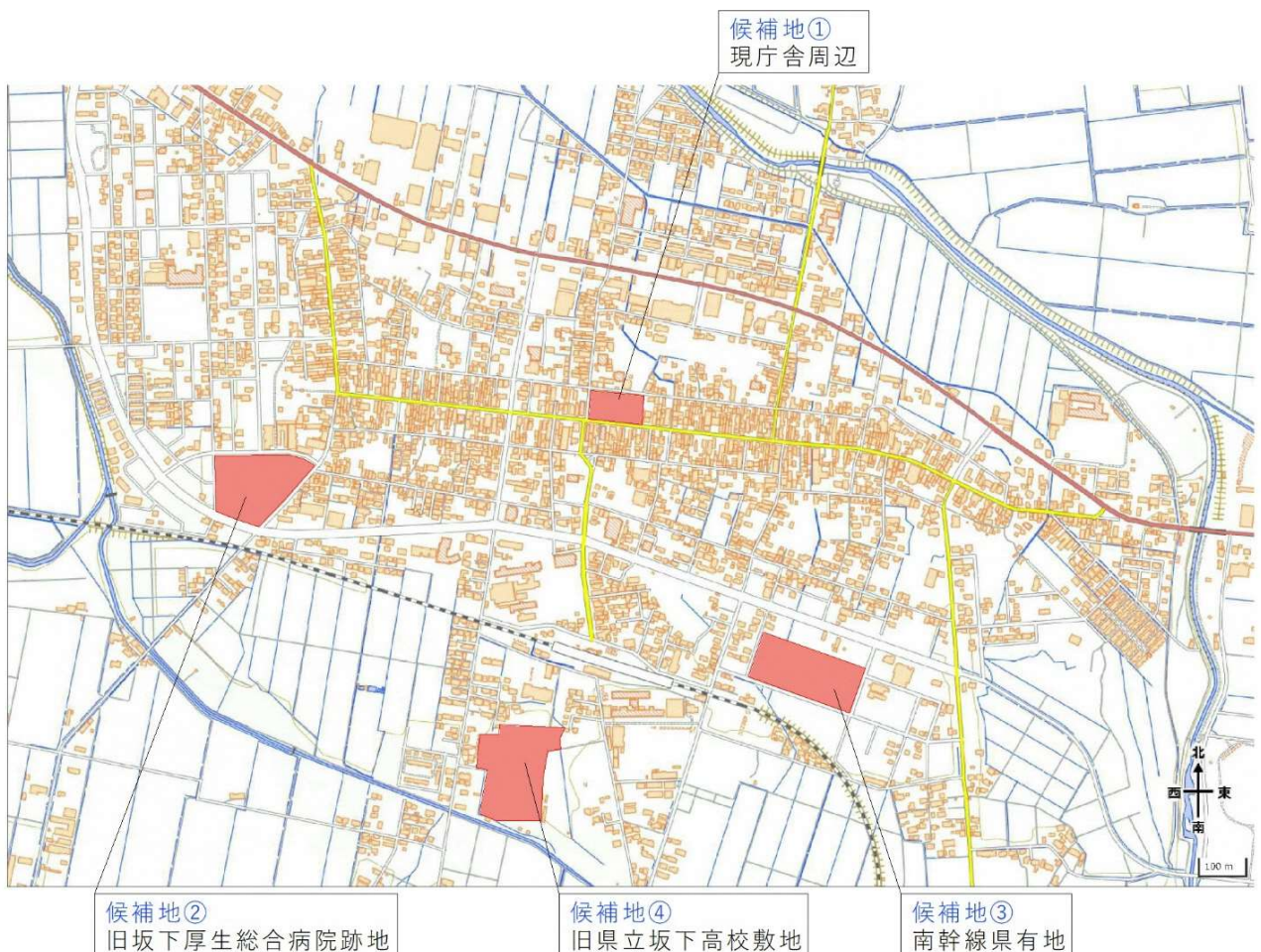
基本理念や基本方針より新庁舎に求められる施設規模等を念頭に置き、町内に存在する約 10,000 m<sup>2</sup>以上の土地の中から、用地の取得の容易性など事業進捗のリスクを勘案し、現庁舎周辺を含めた以下の4つの建設候補地を選定しました。

- ① 現庁舎周辺
- ② 旧坂下厚生総合病院跡地
- ③ 南幹線県有地
- ④ 旧県立坂下高校敷地

なお、①～③の候補地は新たに建設、④は既存の建物を改修する計画としました。

町内には現在小学校2校と中学校1校がありますが、新庁舎建設の期間においては統廃合の計画はなく、継続して校舎を使用することとなりますので、候補地からは除外しました。



#### 4つの建設候補地の位置図



② 敷地比較表

※この比較表は令和6年11月に比較検討した際の内容です。

検討案		候補地①	候補地②
建設候補地		現庁舎周辺案	旧坂下厚生総合病院跡地案
敷地形状			
(1) 安全性・利用可能性			
面積	使用面積	6,950㎡	10,750㎡ (+北側駐車場2,400㎡)
	周辺面積	0㎡	10,250㎡
	面積合計	6,950㎡	21,000㎡ (+北側駐車場2,400㎡)
土地区分	都市計画区分	都市計画区域内	
	用途地域	商業地域	第一種住居地域 ※第二種住居に変更予定
	建ぺい率	80%	60%
	容積率	400%	200%
	日影規制	あり(敷地北側が第一種住居地域)	あり
	下水区域	対象区域	
	都市マス区域	拠点区域(中心拠点)	拠点区域以外
	農振区分	指定なし	
区災分害	埋蔵文化財	指定なし	
	浸水区域	水害危険区域(浸水深0.5m~3m)	水害危険区域(浸水深0m~0.5m)
	土砂災害区域	指定なし	
	急傾斜地区	指定なし	
	土壌汚染	指定なし	
	地盤強度	扇状地(液状化の可能性大)	
(2) 利便性			
アクセス性	国道49号	近い	やや遠い
	坂下南幹線	やや奥まる	接道
	駅道のり	490m	960m
	バス停道のり	10m	140m
災害対策	周辺行政施設等	中央公民館・健康管理センター・商工会	ばげ保育所
	周辺施設	銀行各支店・商店街	諏訪神社・住宅街・総合病院
	警察署道のり	410m	780m
	消防署道のり	660m	930m
(3) 土地準備・整備規模			
取土地	現所有者	町有地+民有地	民有地
	補助金等	なし	
	土地取得コスト	あり	
土地・道路整備	敷地形態	平地/長方形(中央部に町道あり)	平地/台形
	現況	既存建物(庁舎等)多々あり	更地
	土地造成	要整備・要解体	要整備
	アクセス道路	南・西・北側	東・西・南・北側
	アクセス道路 幅員(最大)	約12m(南側)	約20m(南側)
	アクセス道路 歩道		あり
	建物道路間高低差		なし
	通学路影響		なし
	道路造成		なし
(4) 概算事業費(事業種別分類)			
用地費	・用地取得費	6,600万円	2億6,000万円
	・家屋移転補償	1億4,000万円	—
	小計	2億600万円	2億6,000万円
建設費	・庁舎建設費(車庫倉庫含む)	29億9,700万円	30億1,800万円
	・解体/移転/設計費等(※1)	4億9,100万円	5億2,000万円
	小計	34億8,800万円	35億2,000万円
	消費税(10%)	3億4,880万円	3億5,200万円
用地建設費 合計		38億3,680万円	38億7,200万円
補助金等		(有利な起債等の活用を検討していく)	
事業費 合計		40億4,280万円	41億3,200万円

検討案		候補地③	候補地④
建設候補地		南幹線県有地案	旧県立坂下高校改修案
敷地形状			
(1) 安全性・利用可能性			
面積	使用面積	10,100㎡	約14,300㎡
	周辺面積	11,900㎡	約20,000㎡
	面積合計	22,000㎡	約34,300㎡
土地区分	都市計画区分	都市計画区域内	
	用途地域	第二種住居地域	無指定
	建ぺい率	60%	
	容積率	200%	
	日影規制	あり	
	下水区域	対象区域	未整備区域
	都市マス区域	拠点区域以外	
区 災 分 害	農振区分	指定なし	
	埋蔵文化財	指定なし	敷地外北側に該当箇所あり
	浸水区域	水害危険区域（浸水深0.5m～3m）	指定なし
	土砂災害区域	指定なし	指定なし
	急傾斜地	指定なし	指定なし
	土壌汚染	指定なし	指定なし
	地盤強度	扇状地（液状化の可能性大）	
(2) 利便性			
セ ア ス ク	国道49号	やや遠い	遠い
	坂下南幹線	やや奥まる	奥まる
	駅道のり	530m	540m
	バス停道のり	160m	570m
害 性 対 策 災 災	周辺行政施設等	会津坂下駅	会津坂下駅
	周辺施設	新興商店	会津農林高校
	警察署道のり	1400m	990m
	消防署道のり	1600m	1200m
(3) 土地準備・整備規模			
取 土 得 地	現所有者	県有地	
	補助金等	なし	主体的なまちづくりに活用する場合は 土地・建物無償譲渡
土 地 ・ 道 路 整 備	土地取得コスト	あり（将来取得予定）	なし
	敷地形態	道路との高低差あり/長方形	平地/矩形
	現況	敷地全体が盛土の状態	既存建物あり
	土地造成	要整備	
	アクセス道路	東・南側	西側（踏切、道路拡幅要）
	アクセス道路 幅員（最大）	約9m（東側、南側）	約6m（西側）
	アクセス道路 歩道	なし	
	建物道路間高低差	周囲道路との高低差 約1m～3m	なし
	通学路影響	なし	あり
	道路造成	要整備	
(4) 概算事業費（事業種別分類）			
用 地 費	・用地取得費	2億300万円	—
	・家屋移転補償	—	—
	小計	2億300万円	—
建 設 費	・庁舎建設費（車庫倉庫含む）	29億9,500万円	22億9,400万円
	・解体/移転/設計費等（※1）	4億9,800万円	4億8,100万円
	小計	34億9,300万円	27億7,500万円
	消費税（10%）	3億4,930万円	2億7,750万円
用地建設費 合計		38億4,230万円	30億5,250万円
補助金等		（有利な起債等の活用を検討していく） 県補助金利用可能（限度額3億円）	
事業費 合計		40億4,530万円	27億5,250万円

(※1) 浸水対策嵩上げ費・道路拡幅造成費用は含まない

### ③ 建設候補地の比較評価

基本理念・基本方針に則り、評価項目を設定しました。項目の概要については、各上位計画や町民懇談会、町民アンケート等のご意見を参考に選定しています。

大項目	中項目	小項目	項目の概要	候補地①	候補地②	候補地③	候補地④
				現庁舎 周辺	坂下厚生 病院跡地	南幹線 県有地	県立坂下 高校
安全性	防災拠点性	災害時の敷地の安全性	・洪水浸水の潜在的危険性、火災延焼、地盤液状化等 ※1	△	◎	○	◎
	機能維持性	オープンスペースの確保	・防火水槽の設置スペース、住民等の一時的避難スペース、救護活動等のスペースの確保 ※2	△	◎	◎	◎
		災害時のアクセス性	・主要道路（緊急輸送道路）との近接性、アクセス道路の本数 ※3	△	◎	○	×
		消防等関連施設との近接性	・消防署からの距離 ※4	◎	○	△	×
	防犯性	警察等関連施設との近接性	・警察署からの距離 ※4	◎	○	△	×
利便性及び機能性	利便性	平時におけるアクセス性	・主要道路（自動車、バイク等でのアクセス性）、公共交通拠点（駅、バス停、タクシープール（営業所））との近接性	○	◎	○	×
		駐車場、駐輪場の確保	・十分な駐車場、駐輪場が確保できる敷地の大きさ ※5	△	◎	◎	◎
	地域生活	地域施設との連携	・他の公共施設との近接性	◎	○	○	△
			・敷地周辺の事業所（金融機関・事務所）の集積度	◎	○	○	×
			・敷地周辺の教育（子育て支援）施設との近接度	◎	○	△	×
			・敷地周辺の医療施設との近接度	◎	◎	○	×
	ユニバーサルデザイン	交通弱者への配慮	・公共交通拠点⇔敷地間の歩道の有無	◎	◎	○	×
発展性	まちづくり	上位計画との整合性	・第六次会津坂下町振興計画後期基本計画、会津坂下町都市計画マスタープラン、都市計画区域・用途区域	◎	○	△	×
		発展の可能性	・現在の商店街の活性化	○	△	△	×
			・協働のまちづくり	◎	○	○	×
			・周辺市町村との連携しやすい立地の優位性	○	◎	○	×

大項目	中項目	小項目	項目の概要	候補地①	候補地②	候補地③	候補地④
				現庁舎 周辺	坂下厚生 病院跡地	南幹線 県有地	県立坂下 高校
経済性 及び 事業性	コスト	土地に関する コスト	・取得、調査、造成にかかる費用 ※6	○	△	○	◎
		建物に関する コスト	・構造、規模、仮設工事にかかる費用（建 物建設の容易性）※7	△	○	○	◎
		その他関連コ スト	・既存建物の解体及び撤去、移転、周辺イ ンフラ（道路、上下水道、通信）、仮庁舎 の建設・洪水対策工事費 ※8	△	◎	△	×
			・完成までの期間 ※9	○	◎	△	×
	工事の確実 性	事業期間にお けるリスクの 有無	・用地取得、建物建設に関するリスク ※10	△	◎	○	◎
			・着工遅延により予想される建設物価上昇 に関するリスク ※11	○	◎	△	○
	更新性 ・拡張性	建物及び設備 等の更新・拡 張の容易さ	・メンテナンスや改築時の作業スペース、 庁舎の増床等のスペース確保 ※12	△	◎	◎	△

※ 1 坂下地区災害リスク情報（洪水浸水想定区域：10年～100年に1回程度の降雨規模）、国土地理院・数値地図参照

※ 2 緊急用スペースの確保 敷地面積の20%以上：◎ 15%以上：○ 10%程度：△ 10%以下：×

※ 3 主要幹線道路接続 接続有右折レーン有：◎ 接続有：○ 非主要幹線2車線：△ その他：×

※ 4 半径300m以内：◎ 600m以内：○ 1km以上：△ 1km以上（障害有）：×

※ 5 目標駐車台数（計107台）達成率 100%以上：◎ 100%前後：○ 85%前後：△ 70%以下：×

※ 6 工費概算 1.5億円以下：◎ 2億円前後：○ 2.5億円前後：△ 3億円以上：×

※ 7 工費概算 20億円以下：◎ 20～25億円：○ 25～30億円：△ 30億円以上：×

※ 8 工費概算 2億円以下：◎ 3億円以下：○ 4億円以下：△ 4億円以上：×

※ 9 敷地整地～建物本体工事～外構～竣工までの期間 20ヶ月以内：◎ 24ヶ月以内：○ 28ヶ月以内：△ それ以上：×

※ 10 用地取得、建物建設リスク 問題なし：◎ 障害は少ない：○ 不確定要素有り：△ 難航が予想される：×

※ 11 建設物価上昇リスク＝工事完成までの期間の長さ依存（※9に同じ）

※ 12 敷地余裕スペースに比例（※2に同じ）ただし、候補地④は既存校舎改修であるため更新性、拡張性は疑問△

## <項目ごとの考察>

### ① 安全性

浸水や火災のリスクなどの「災害時の敷地の安全性」や、「災害時のアクセス性」などは、幅員20mの南幹線に接していることなどの理由で、候補地②の評価が高く、候補地①は低い評価となっています。

「消防や警察施設との近接性」は、候補地①の評価が高くなっています。

## ② 利便性及び機能性

「平時のアクセス性」や「駐車場の確保」などの利便性は、南幹線に接していることや、敷地の広さなどの理由で、候補地②と候補地③の評価が高くなっています。

「地域施設との連携」は、現庁舎周辺に公共施設や金融機関などが立地しているため、候補地①の評価が高くなっています。

「交通弱者への配慮」は、公共交通拠点から敷地までの歩道の有無から、候補地①と候補地②の評価が高くなっています。

## ③ 発展性

「上位計画との整合性」は、現在の計画等が現庁舎位置を基準とした内容であるため、候補地①の評価が高くなっています。

「発展の可能性」は、協働のまちづくりで、候補地①の評価が高く、周辺市町村との連携では、候補地②の評価が高くなっています。また、候補地②は、現在の商店街の活性化の評価が低くなっています。

## ④ 経済性及び事業性

コスト面では「土地のコスト」は、用地取得費が嵩む候補地②の評価が低くなっています。

「建物のコスト」は、周辺建物に配慮が必要な候補地①の評価が低くなっています。

「周辺整備等」「完成までの期間」は、用地取得期間が短く、敷地の広さから施工しやすい候補地②の評価が高くなっています。候補地③と候補地④は周辺道路整備等に期間を要するため評価が低く、早期建設は困難な状況です。

「事業期間におけるリスク」は、用地取得や建物建設のリスクで、住宅密集地で民有地取得が必要な候補地①の評価が低くなっています。

「建物の更新・拡張の容易さ」は、敷地の広さから候補地②と候補地③の評価が高くなっています。

## <総合的考察>

4つの候補地を比較した結果、候補地③、④は比較的に低い評価となっており、特に周辺道路整備等に期間を要するため、新庁舎の早期建設を望む多くの町民の期待に応えることは困難となっています。

候補地①、②は比較的评价が高くなっており、それぞれに強み、弱みが存在します。

## (2) 建設地の選定

町民の皆様からの意見を基に定めた基本理念と基本方針に掲げたように、新庁舎の建設場所として特に重要なことは、防災拠点となること、町民の利便性が高いこと、新庁舎を早期に建設することの3つと考えます。

このことから、

**新庁舎の建設場所は、  
「旧坂下厚生総合病院跡地」とします。**



南側から見た敷地の写真



敷地の位置図

その理由としては、第1に、町民の生命・財産を守るための防災拠点を築くためです。

大規模災害の発生時に、効果的な対応を行うためには、関係機関と連携し、適切な判断、指示を行う災害対策本部を設置する庁舎の役割が重要です。

この点において、旧坂下厚生総合病院跡地は、町内で最も広い20mの幅員を持つ南幹線に面しており、関係機関の参集、緊急車両の出入りに適しています。また、広い敷地を、いざというときには一時避難場所として活用できます。

第2に、来庁しやすい駐車場とアクセス機能をもった新庁舎を建設し、町民の利便性を向上するためです。

旧坂下厚生総合病院跡地は、広い敷地を有しており、そのうち約14,000㎡を庁舎敷地として利用することで、広々とした駐車スペースが確保され、町民が来庁しやすくなります。また、南幹線に面しているため、アクセス性が良く、多くの町民の利便性が向上します。

また、広い敷地を活用することで、行政機能の集約化も容易に可能となり、ワンストップサービスなどの効率的な行政運営が実現でき、町民の利便性が向上します。

第3に、新庁舎の早期建設を望む町民からの要望に応えるためです。

旧坂下厚生総合病院跡地は、すぐに用地が取得できるため、建設の早期着工が可能です。また、周囲が道路であり、敷地にも余裕があるため、隣接の建物等への配慮による工期の延伸や、事業費の上昇リスクが抑えられます。

また、中長期的な視点からは、南幹線沿線は、坂下厚生総合病院やメガステージが立地し、町民が日常的に必要とする医療・経済が集積されたエリアとなりつつあり、これらの優位性や幹線道路が隣接する立地を最大限に活かした場所に新庁舎を建設することで、民間との連携により周辺地域との一体的な利活用が図られ、会津西部地域の医療・経済・生活機能の中心として、町が更に発展することができると考えます。

旧坂下厚生総合病院跡地に新庁舎を建設する際には、用地取得のコスト増と、隣接地の利活用が課題となりますが、用地を取得してでも、この場所に新庁舎を建設することが、前述した3つの理由により、町民の期待に応えることになると思います。

### **(3) 建設地の今後の課題**

隣接地の利活用については、隣接地を取得する可能性のある団体や法人等と交渉し、敷地の共同利用方法を協議するなど、有効的な利活用ができるよう取り組みます。

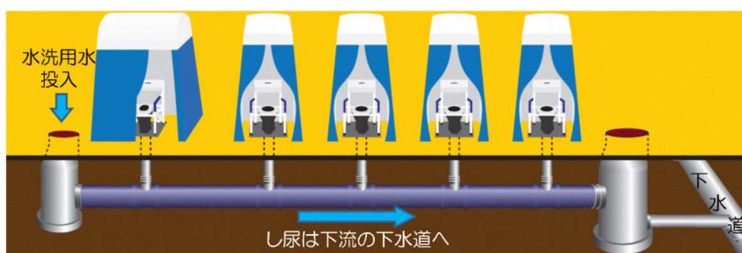
設計・施工に関しては、地盤調査を確実にを行い分析の上、安心安全な建築物となるように設計を行う必要があります。また、隣接団体との工事調整が必要となります。

## 6. 基本性能と導入機能

### 基本方針①：町民の安全を守る防災拠点としての庁舎

#### (1) 防災等拠点機能（構造計画含む）

- ①「官庁施設の総合耐震計画基準（国土交通省）」に規定される耐震安全性「Ⅰ類」（建物に作用する地震力を一般的な建物の設計に比べて1.5倍以上）を有する耐震を目標とします。
- ②災害活動や業務継続に必要な重要機能、重要設備・機器などは最大浸水深を想定した非浸水フロアに配置します。
- ③災害対策本部などの災害時に重要な拠点となる部屋は、非浸水フロアに配置し、町長室と近接した位置とします。
- ④業務継続計画に基づき、非常時優先業務の執行に必要な非常用発電機を整備し、業務の継続及び災害対策本部の運営に備えます。
- ⑤大規模災害時においても防災拠点として機能を維持できるように、電話・インターネット回線等の通信設備の多重化を検討します。
- ⑥水道施設が被災し断水となった場合に備え、貯水槽の整備を検討します。また、トイレも使用できなくなる可能性があるため、外部排水経路に災害用マンホールトイレ等の整備を検討します。
- ⑦災害時の備えとして、対応する職員分の最低3日間の災害備蓄品を備えられる設備や一時避難所となる設備を整備します。
- ⑧豪雪時においても防災拠点として維持できるように、敷地進入口も含め除排雪しやすい外構計画とします。



マンホールトイレ  
(国土交通省)



防災倉庫  
(会津美里町役場)

#### (2) 駐車場・駐輪場等

- ①新庁舎に必要な来庁者用駐車場、公用車駐車場、職員用駐車場及び駐輪場を整備します。ユニバーサルデザインに配慮し、来庁者が安全・安心、かつスムーズに移動できる動線とします。
- ②外構は災害対応の大型車乗り入れや炊き出しスペースとして活用できる除排雪を考慮した平面的な広い敷地として整備します。

## 基本方針②：来庁者に優しい便利でわかりやすい庁舎

### (1) 窓口、住民サービス機能

#### <窓口機能>

- ①住民利用の多い部署は1階にまとめ、ワンフロアで手続きが完了するようにします。また、関連性の高い部署を隣り合わせで配置します。
- ②総合窓口の在り方も含め、DX推進計画に基づき、来庁者への負担が少ない窓口を設置します。
- ③来庁者用出入口にデジタルサイネージによる会議室使用案内等を設置します。窓口については、係名とあわせて簡単な業務内容も表示するなど分かりやすい案内表示とします。
- ④一つ一つの窓口を広くし、間仕切りを設けます。
- ⑤待合椅子は窓口と離して配置します。
- ⑥待合スペースの通路は1.8m以上とし、待合椅子の配置を工夫することで、誰もが快適なスペースをつくります。
- ⑦子ども連れの来庁者が多い窓口付近には、安心して手続きができるように、子どもたちが楽しく待てるスペースを併設します。
- ⑧休日受付（宿直室）は窓口形式とし、一部の手続きを24時間受付可能とします。



待合スペース  
(双葉町役場)



デジタルサイネージ  
(須賀川市 tette)



待合スペースに配置された絵本  
(山形県川西町役場)



宿直室  
(会津美里町役場)

#### <相談機能>

- ①相談室は全て個室とし、1課あたり1部屋を目安として整備します。
- ②相談室の場所は1ヵ所にはまとめずに、窓口の両サイドに設けます。



執務室からも入室が可能な相談室  
(須賀川市役所)



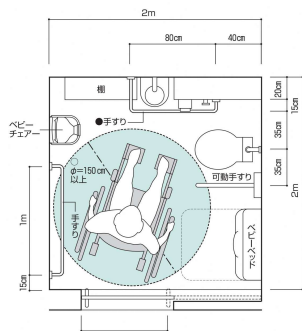
子育て関係の窓口近くに設置された相談室  
(三春町役場)



鍵付きの相談室  
(会津美里町役場)

## <トイレ機能>

- ①待合スペースに隣接した場所に来庁者用トイレを設置します。
- ②休日も来庁者が使用できるトイレを1カ所設置します。
- ③多目的トイレについては、来庁者数の多い1階には2カ所、それ以外の階には1カ所設置します。
- ④多目的トイレはユニバーサルデザインを採用し、おむつ替え台やオストメイト、介助用ベッドを設置します。



人にやさしいまちづくり条例  
(福島県)



多目的トイレ  
(双葉町役場)



トイレ内 ベビーチェア・ベビーベッド  
(山形県川西町役場)

## (2) ユニバーサルデザインの採用

### ①バリアフリー化

受付窓口の周りには適切なスペースを確保し、来庁者がスムーズに移動しやすい空間とします。通路については、敷地及び建物内のいずれも床に段差がなく滑りにくい仕上げとし、車椅子やベビーカーでも移動しやすい空間とします。

### ②わかりやすい庁内の案内表示

案内表示は全体的に統一感を持たせ、来庁者が目的の場所にスムーズにアクセスできるデザインとします。



段差のないアクセス  
(山形県川西町役場)



広々とした窓口  
(山形県川西町役場)



階段手すり点字  
(南会津町役場)

## 基本方針③：効率的で利用しやすい行政機能を備える庁舎

### (1) 防犯・セキュリティ機能

#### ①見通しのよい空間づくり

執務室は見通しのよいオープンフロアとし、来庁者に目的の行き先が分かりやすくします。共用部においても、見通しをよくなり防犯性を高めます。

#### ②セキュリティに配慮したゾーニング

来庁者が主に利用するゾーン、職員や関係者が主に利用する執務ゾーン、職員のみが利用できる機密ゾーンを明確に区分し、セキュリティに配慮したゾーニング・動線計画とします。

窓口のカウンターや記載台には、仕切りパネルを設けた配置とします。職員席は、窓口から一定程度離れた配置にするなど業務上の個人情報やプライバシーの保護に配慮します。



オープンフロア  
(山形県高島町役場)



ゾーニングのカード錠システム  
(山形県川西町役場)



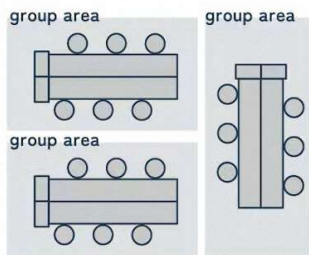
窓口の仕切りパネル  
(双葉町役場)

### (2) 執務機能及び執務環境

- ①窓口カウンター前には誰でも利用可能な打合せスペースを設けます。
- ②執務室内の他にバックヤードにも複数打合せスペースを設けます。
- ③執務スペースに作業スペースを設けます。
- ④デスクの配置、構成を均一に設定するユニバーサルレイアウトを採用します。その際、課長席は島型、職員の席は班や係の座席範囲が決まっている「グループアドレス制」かつ班長、係長の座席は課長席側に近づけて配置するなど、固定席寄りの運用とします。
- ⑤執務スペース内の壁には極力収納棚を設けるほか、簡易な作業を行う作業台の下は棚にするなど、収納をより多く確保します。
- ⑥デスクの間隔は1.8m以上空けることとします。
- ⑦庁内は町民向けのWi-Fiを設置し、執務室や会議室は無線LANを採用します。その際、電力供給のためフロアはOAフロアとし、通路上の配線は極力行わないようにします。



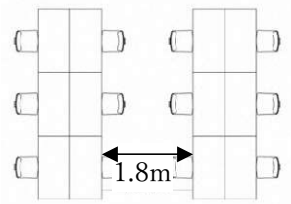
だれでも利用可能な打合せスペース  
(山形県川西町役場)



グループアドレス レイアウト  
(okamura 参照)



文書保管庫  
(会津美里町役場)



デスク間隔  
1.8m以上

### (3) 福利厚生

①

- ①バックヤードの打ち合わせスペースの他に、職員の昼食場所としても使用できる会議室を整備します。座席は机と椅子の組み合わせの他にカウンター席を用意します。
- ②昼食スペースの他、バックヤードにも給湯室を設けます。
- ③男女別に電子錠付きの更衣室を整備します。
- ④更衣室内には洗面化粧台を設けます。
- ⑤現在のような正面玄関の風除室ではなく、庁舎の中の余剰スペースに自動販売機コーナーを設置します。



会議室兼職員用昼食スペース  
(須賀川市役所)



給湯スペース  
(山形県川西町役場)



男女別電子錠付更衣室  
(三春町役場)



洗面化粧台  
(会津若松市役所)

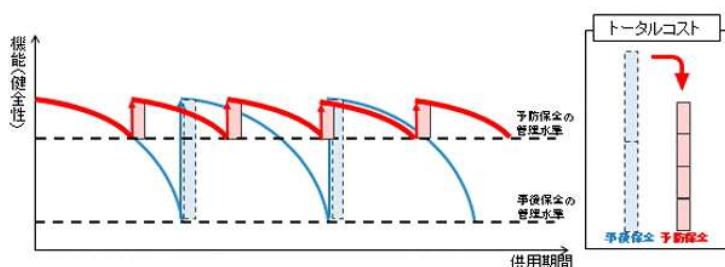
## 基本方針④：経済性に優れた庁舎

### (1) コストの低減

- ①窓口機能、執務機能、住民交流スペース、倉庫などの配置や動線を効率化するとともに、多目的・多機能化を図ることで共用部の面積を抑制し、延床面積を必要最小限としたスリムな庁舎とします。
- ②経済的な材料、施設設計や維持管理の選定をし、ライフサイクルコストを抑えます。配線や配管のダクトスペースは、点検や保守などを容易に行えるよう配慮し、汚れにくく掃除のしやすい仕様にする事でメンテナンスや改修が容易になるよう設計します。また、計画的に保全や改修等を行う「予防保全型」の維持管理を推進します。

- 注1
- ③ZEB<sup>注1</sup>を見据えた先進建築物として、外壁等の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を導入し、ZEB Ready<sup>注2</sup>などの取り組みを検討します。
- ④空調計画の省エネ対策として、少人数での残業や休日勤務において、会議室や小規模な執務空間など、部分的な空調の使用を検討します。あわせて、個人の作業域に特化して温度や湿度を調整できるパーソナル空調の導入を検討し、職員の健康保持と執務空間の快適性向上を図るとともに、不要な空間の冷暖房を抑制することで省エネに寄与します。

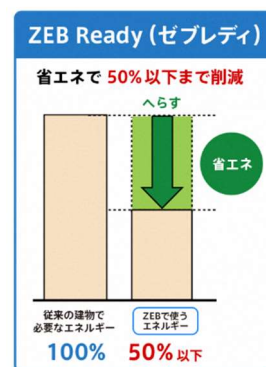
【事後保全と予防保全のサイクル(イメージ)】



予防保全：施設の機能や性能に不具合が発生する前に修繕等の対策を講じること

事後保全：施設の機能や性能に不具合が生じてから修繕等の対策を講じること

(国土交通省)



注1：ZEB（ゼブ）

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称

快適な室内環境を保ちながら、使うエネルギーを大幅に削減し（省エネ）、再生可能エネルギー設備でエネルギーを創る（創エネ）ことで、建物で消費する年間のエネルギー収支を実質ゼロにする建物

注2：ZEB Ready（ゼブレディ）

将来的なZEB化を目指し、省エネ技術で年間のエネルギー消費量を基準から50%以上削減した建物

## (2) 負荷の軽減

- ①断熱・日射遮蔽性に優れた建材や構法、建具、庇等の採用を検討し、構造躯体や開口部を通じた熱負荷の軽減を図ります。
- ②自然光を取り入れ、照明にかかるエネルギー消費を抑制するとともに、空調運転と自然換気をバランスよく制御し、空調にかかるエネルギー消費の低減にも取り組みます。
- ③低炭素のまちづくり実現に向け、省エネルギー対策の徹底や省資源に配慮した製品・設備の活用に加え、太陽光発電、雨水貯留を利用した建物の冷却、屋上や外壁への緑化など、自然エネルギーの有効活用を検討し、環境負荷の低減を図ります。

## 基本方針⑤：協働のまちづくりの拠点となる庁舎

### (1) まちづくり・地域づくり

- ①協働のまちづくりの拠点として、情報発信・提供機能を備え、町民が自由に利用できる町民交流スペースを設け、防犯面に配慮したうえで閉庁後も町民に開放します。
- ②町政への町民参画がしやすい議会機能を整備し、使いやすい議場やスムーズな議会運営が行えるように動線を考慮した整備とします。
- ③障がい理解促進及び、障がい者就労支援として、働く機会・働く場所の確保を検討します。



交流スペース  
(会津美里町)



売店  
(会津美里町)



フリースペース  
(会津美里町)

### (2) 議会機能・会議機能

- ①議場の座席などを移動式とし、定例会や臨時会以外の期間は、大会議室や正庁など、議会以外の使用目的でも利用できるようにします。また、委員会室も会議室として利用できるようにします。
- ②隣り合う会議室をパーティションで仕切るなど、様々な会議で使用できるように可変性を持たせます。



大きさを変えられる会議室  
(須賀川市役所)



可動式議場家具  
(会津美里町)

### (3) 景観・周辺環境への調和

- ①新庁舎は、町のシンボルである「菊」「桜」「うぐいす」のほか、町の四季折々の景色や、町の歴史と調和したデザインとします。
- ②周辺の街並みや自然環境との調和、魅力や地域資源をさらに生かすこと等を踏まえたデザインとすることで、町民に親しまれる施設とします。



ザル菊



桜



磐梯山

### (4) 地域産材の活用

地域産材を活用し、町民が親しみやすい庁舎とします。また、地域産材の活用により、間接的に地域経済の活性化を図り、町に賑わいを創出します。

## 7. 新庁舎の建築計画

### (1) 敷地条件

所在地	福島県河沼郡会津坂下町字逆水 50 番地 1	
用途地域	第二種住居地域	
建ぺい率	60%	
容積率	200%	
前面道路	南側：町道坂下南幹線 東側：町道勝大線 北側：町道中岩田2号線 町道惣六線 西側：町道逆水線 町道逆水南線	幅員 19.0m 幅員 8.5m~15.0m 幅員 9.0m 幅員 12.0m 幅員 6.0m 幅員 6.0m
防火指定	指定なし（建築基準法第22条区域）	

### (2) 配置計画

新庁舎の基本的な考え方や町民の方々のご意見を整理し、町民や職員の利便性、新庁舎と周辺の公共施設との機能的な連続性、周辺環境との景観形成などに配慮した建物配置の検討を行います。

#### ① 配置計画の比較

	庁舎西側配置案	庁舎東側配置案
配置イメージ		

	庁舎西側配置案	庁舎東側配置案
基本理念① 町民の安全を守る 防災拠点機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>●南側駐車場に広いスペースを確保できる。また庁舎との連携が取りやすく、防災拠点としての機能充実が図りやすい。</li> <li>●出入口が幅員 20mの町道南幹線側になるため、災害時の大型車乗り入れも容易である。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価：◎</span></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時に倉庫の有効活用がしやすい。</li> <li>●出入口が幅員 12mの都市計画道路側になるため、災害時に通行できない可能性があり、その場合は隣接団体敷地側の南幹線出入口を活用する必要がある。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価：○</span></li> </ul>
基本理念② 来庁者に優しい便利で分かりやすい庁舎機能 (行きやすさ、分かりやすさ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●南幹線から見えやすく、認知性・象徴性が高い。</li> <li>●主要な敷地内道路を境界に、役場と隣接団体に分かれていて、敷地が明確である。</li> <li>●メイン出入口が町道南幹線のため、混雑や渋滞が発生する恐れがある。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価：○</span></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●庁舎が南幹線から見て奥地にあるため、見えにくく、メイン出入口が認知しにくい。</li> <li>●メイン出入口が都市計画道路のため、スムーズに出入りしやすい。</li> </ul> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: block; text-align: right;">評価：○</span>
基本理念③ 効果的で利用しやすい行政機能 (使いやすさ、庁舎内機能)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●主要な敷地内道路が役場敷地内にあり、道路の維持管理、除雪がしやすい。</li> </ul> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: block; text-align: right;">評価：○</span>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●南幹線からの敷地内道路が隣接団体敷地にあるため、道路維持管理に協力・調整が必要である。</li> <li>●庁舎裏側に公用車及び職員駐車場を集約でき、管理部門スペースが明確である。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価：○</span></li> </ul>
基本理念④ 経済性に優れた庁舎機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>●北側用地 2,400 m<sup>2</sup>を取得せずに必要駐車台数を確保できる。</li> <li>●外構工事等の費用に、両案の大きな差はない。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価：○</span></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●北側用地 2,400 m<sup>2</sup>を取得せずに必要駐車台数を確保できる。</li> <li>●外構工事等の費用に、両案の大きな差はない。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価：○</span></li> </ul>
基本理念⑤ 協働のまちづくりの拠点としての庁舎機能 (情報発信、町民交流、議会参画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●南側の広いスペースが全て役場敷地内のため、町のイベントに活用しやすい。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価：◎</span></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●隣接団体と駐車場を共有すれば南側に広大なスペースができ、双方のイベント等に活用しやすい。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価：○</span></li> </ul>

	庁舎西側配置案	庁舎東側配置案
総合評価	<p>敷地の南側に役場敷地として南幹線出入口を含めた広大なスペースを確保できるため、防災拠点機能が高い。</p> <p>また敷地内道路を境界として役場と隣接団体の敷地が明確に分かれており、除雪を含む道路維持管理等での将来的な不安がなく、緊急時の対応も図りやすい。</p> <p>評価：◎</p>	<p>町と隣接団体の敷地の共同利用により敷地南側の広大なスペースを活用することが可能である。</p> <p>庁舎裏側に公用車及び職員駐車場を集約でき、管理部門スペースが明確で利用しやすい。</p> <p>評価：○</p>

上記の比較により西側配置案を採用することとし、敷地の西側を新庁舎の用地として取得しました。

## ② 配置計画のイメージ（※実際の配置は基本設計により決定します。）



・敷地西側を役場庁舎建設地、東側を隣接団体事務所棟建設地として各施設を配置し、敷地内へは南側・東側・北側の三方からのアプローチが可能です。（西側は主に管理用進入口として利用します。）

・庁舎と隣接団体敷地の相互往来が可能です。

・敷地外からの排雪を考慮し、敷地中央に通路を配置、駐車場の南端に堆雪することを想定しています。

・役場の駐車場を活用すると、南側に広いスペースを確保することが可能であり、災害対応スペースやイベントスペースとして利用できます。

### (3) 構造計画

#### ① 構造種別

鉄筋コンクリート造・鉄骨造・木造もしくは各混構造などが想定されますが、町民の安全安心を確保する防災拠点として建物自体に十分な耐震性能を備えた構造とし、災害時には対策本部としての指揮命令が十分機能できる施設とします。またコスト面や環境面など総合的に検討し決定します。

構造	耐久性	耐火性	耐震性	環境	工期	経済性
鉄筋コンクリート造	◎	◎	◎	○	○	△
鉄骨造	◎	○	○	○	◎	○
木造	○	△	○	◎	◎	◎

凡例：◎特に優れている ○優れている △やや難点がある ×難点がある

#### ② 耐震性能

耐震安全性の目標は、大地震発生後、利用者に対する人命の安全確保、構造体を補修することなく建物の即時利用ができることとし、特に災害対策の指揮及び情報伝達、救護、消火活動等の災害応急対策活動に必要な官庁施設として役割が果たせるよう配慮する必要があります。具体的には、「官庁施設の総合耐震計画基準（国土交通省）」に規定される耐震安全性「Ⅰ類」（建物に作用する地震力を一般的な建物の設計に比べて1.5倍以上）を有する構造計画を基本とします。

「官庁施設の総合耐震計画基準」では、人命の安全確保や官庁施設の機能確保を目的として、耐震安全性の目標を次表のように定めています。

新庁舎は、構造体（柱・梁・床など）は「Ⅰ類」、建築非構造部材（天井材・間切壁・外壁外装材など）は「A類」、建築設備は「甲類」に相当する耐震性能を持たせる方針とし、災害対策活動の拠点施設として備えるべき耐震安全性を目標とします。

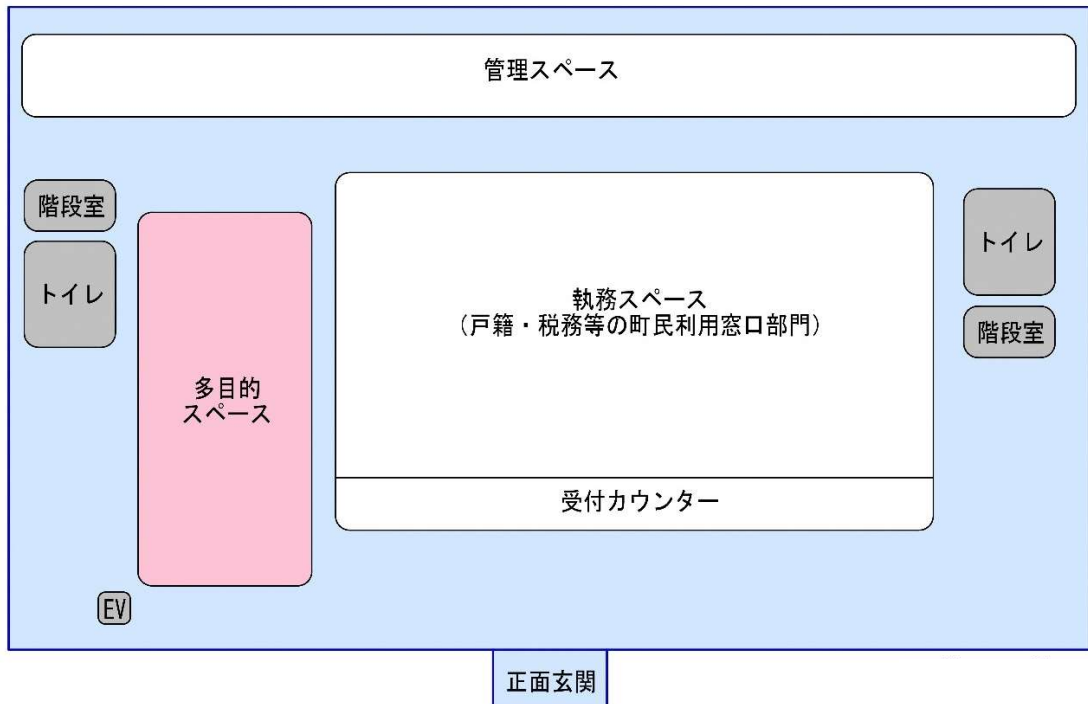
〔官庁施設の総合耐震計画基準（一覧）〕

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。 【重要度係数：1.5】
	II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。 【重要度係数：1.25】
	III類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。 【重要度係数：1.0】
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

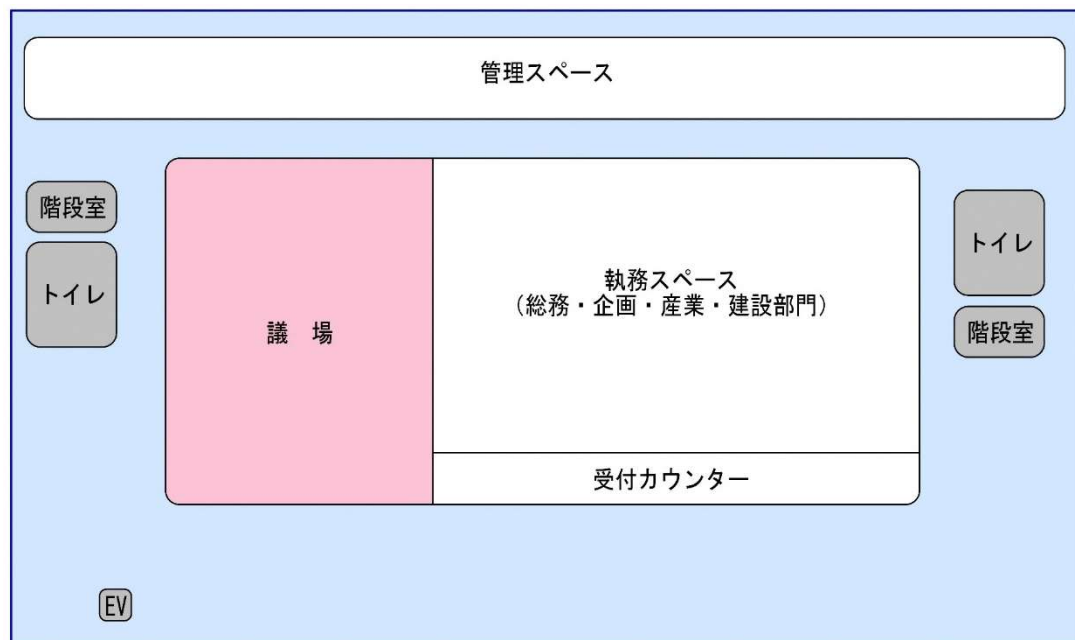
※新庁舎の耐震安全性の目標は、太枠内分類を目指します。

#### (4) 平面計画

##### 1 階平面計画の概要図



##### 2 階平面計画の概要図



- ・敷地の有効利用を図るため2階建てを想定します。両サイドに階段、トイレ等を配置した「サイドコア」型庁舎とします。
- ・南側に来客者専用スペース、庁舎中央にまとまった形で執務スペースを配置し、庁舎内の分かり易さと行政機能の効率化を図ります。
- ・職員専用スペースを北側にまとめて配置することで効率的なバックスペースとします。
- ・庁舎西側1階には町民の利用も可能なスペース、会議室を配置します。行政庁舎のみではなく、町民の方々の協働スペースとしての機能も果たします。
- ・庁舎西側2階には議場及び議会関連スペースをまとめて配置します。また、町民の方々が傍聴しやすい開かれた議会となるよう工夫します。

## (5) 階層計画

新庁舎の利用の仕方によって、階層別の検討を行いました。なお、基本設計・実施設計により詳細な検討を行います。

<1階フロア：町民交流スペース・受付・執務スペース・保健センター>

- ・エントランススペースと交流スペースがつながるゆとりある空間とし、全体を適度に見通せ、サイン等でわかりやすく開放的な雰囲気とします。
- ・執務スペースには、町民利用窓口担当部門を配置するとともに、保健センターも配置します。
- ・災害時に町民が利用しやすくわかりやすい場所に、自主避難所スペースへの用途変更が可能な会議室スペースを計画します。
- ・窓口カウンターに面して待合・ロビースペースを配置します。

<2階フロア：議会・会議室・執務スペース・災害対策本部>

- ・議会スペースと会議室スペースについては、大空間を確保しやすい上層階に配置します。
- ・町長室と災害対策本部室を配置し、災害対策本部機能を担います。
- ・執務スペースには、総務・企画・産業・建設部門などを配置します。

## (6) 設備計画

<電気設備>

- ・行政サービスの中心施設であり、住民の交流拠点でもある役場庁舎として、安全で快適な内部空間を確保し、機能的で効率的な執務空間に適した電気設備計画とします。
- ・災害時、非常時における最前線拠点として、停電時や電力途絶時においても自家発電設備等により必要な電力を供給できる設備を整備します。
- ・高度情報化社会への対応を図るとともに、省資源・省エネルギーに配慮した設備の導入を積極的に進めます。

#### <機械設備>

- ・省エネルギーに配慮し、人と環境にやさしく、さらには安全で安定している機械設備計画とします。
- ・自然エネルギー（太陽光、雨水、自然通風）の積極利用による循環型庁舎を目指します。
- ・地域特性を十分に生かした設備計画と将来の空間用途変更が可能なフレキシブル性を持つ設備計画とします。

### **(7) 外構及び景観等**

#### <外構計画>

- ・地下及び立体式の駐車場ではなく、敷地を有効に利用した平面での駐車場配置とします。
- ・駐車スペースの周囲については適度に緑化し、周囲との調和を図ります。
- ・駐車場には車止め等の工作物の設置はできるだけ避け、イベント開催時には、駐車場全体を広場として利用することも可能とします。
- ・3方向からのアプローチ、かつ大型車両の運行も考慮し、見通しが良く、安全な外構計画を行います。
- ・多雪地域での庁舎であることを考慮し、除排雪をしやすいよう工作物はできるだけ設置せず、堆雪スペースを確保するとともに、消雪設備を検討します。

#### <景観計画>

- ・会津の山並みに調和したコンパクトでシンプルな2階建ての低層庁舎を想定します。
- ・自然に恵まれた環境、自然に溶け込んだ庁舎の色彩計画とします。
- ・車庫及び倉庫を北側に配置し、多くの来庁者が想定される交差点方面からの視線に配慮します。
- ・庁舎は南幹線から見える位置に配置し、シンボル性と安心を感じさせるイメージとします。

### **(8) 木質化・木造化の検討**

- ・循環型社会の構築や地球温暖化防止に貢献するため、建築費及び維持管理費に留意しつつ、木材の温かみや安心感を取り入れる、庁舎の木質化・木造化について検討します。内装の木質化や木材を用いた備品・什器の整備に取り組み、木材の活用にあたっては、県産木材を優先的に利用します。
- ・本計画においては、鉄筋コンクリート造と木造を組み合わせた混構造も選択肢に含め、必要な耐火性、耐久性を確保しながら、木質化・木造化を検討します。木質化・木造化の具体的な内容については、設計段階での計画内容に応じて検討を行い、決定します。

## 8. 現庁舎跡地の利活用

### (1) 現庁舎跡地の利活用について

現庁舎周辺地域につきましては、庁舎が移転した場合の影響を心配する声をいただいております。当該地域は、現在、初市大俵引きなどの各祭礼の拠点となっており、庁舎移転後も継続して祭礼を開催する重要な場所です。また、第六次会津坂下町振興計画に定めた「賑わいゾーン」の中心に位置することからも、現庁舎周辺地域のまちづくりも確実に推進します。

現庁舎跡地の活用につきましては、一部を祭礼・イベント等の拠点となる「地域振興施設」として整備するとともに、周辺の空き店舗・空き地の解消に優先的に取り組み、周辺エリアも含め、日常的に人が集い、交流し、活動できる場所となるよう整備します。



## 9. 概算事業費の算出と財源計画

### (1) 概算事業費

新庁舎の整備にかかる概算事業費（主な経費）は次の通りです。

本計画では、必要な機能や品質を確保しつつ、財政面にも十分配慮し、事業費の抑制に努めながら、確実かつ効率的な施設整備を進めることとします。なお、ここに示す事業費は現時点で把握可能な条件や情報に基づき算出した概算であり、今後、基本設計及び実施設計の段階において、より詳細な積算を行うものとします。

#### 新庁舎整備にかかる概算事業費（主な経費）

単位：億円（税込）

項 目		概算事業費（執行 済額を含む）	備 考
事 業 費	全体事業費	41.38	
	調査設計費	2.80	用地測量、開発設計、地質調査、 設計業務委託
	用地買収費	2.94	不動産鑑定費含む
	庁舎建設費	33.29	新庁舎建設費（付属棟含む）、 工事監理費、外構工事費等
	移転業務費	0.21	引っ越し費用、サーバー移転
	他関連費用	2.14	什器・備品等、電気自動車充電設 備、議会中継システム、電話設備 他

※なお、事業費については、町債（地方債）の償還に係る利子等は含んでおりません。

### (2) 財源等

一般的に庁舎建設は国や県による直接的な補助制度が限定的であることから、町がこれまで積み立ててきた基金や、地方債の借り入れなど、町独自の財源を中心に実施する必要があります。そのため、将来の町民に過度な負担を残すことのないよう、財源構成や償還計画について十分に配慮することが重要となります。

本町における新庁舎建設の主な財源としては、行政センター建設整備基金が、令和7年度末見込で約13億円ありますが、事業費全体を賄うには至らないことから、不足分については地方債の借り入れが必要となります。

本町の地方債残高は、教育施設適正配置事業にかかる地方債の借り入れにより、平成26年度をピークとした後着実に減少しており、これに伴う公債費は、令和5年度までは毎年10億円以上を支出してきましたが、令和6年度以降は減少しております。

令和8年2月に改訂した今後10年間の長期財政計画では、新庁舎建設による地方債を借り入れし、30年間で償還する計画であり、その結果として、年間の公債費は令和12年度の7.2億円をピークに減少するとしております。そのため、継続的な財政運営が可能であると見込んでおります。

また、そのうえで、部分的にでも交付税措置がある地方債の活用や、活用可能な補助金制度について検討を行い、財政負担の軽減に努めます。

### 財源計画

単位：億円（税込）

財源	見込額（執行済額を含む）	備考
積立金（行政センター建設整備基金）	14.29	
町債（地方債）	27.09	償還期間を30年で計画
一般財源等	0	
合計	41.38	

#### 交付税措置がある主な地方債

##### ①緊急防災・減災事業債（充当率：100%、交付税措置率：70%）

地域防災の拠点施設・消防団拠点施設として整備する部分が対象

##### ②過疎対策事業債（充当率：100%、交付税措置率：70%）

太陽光等を活用した施設整備や保健センターとして整備する部分が対象

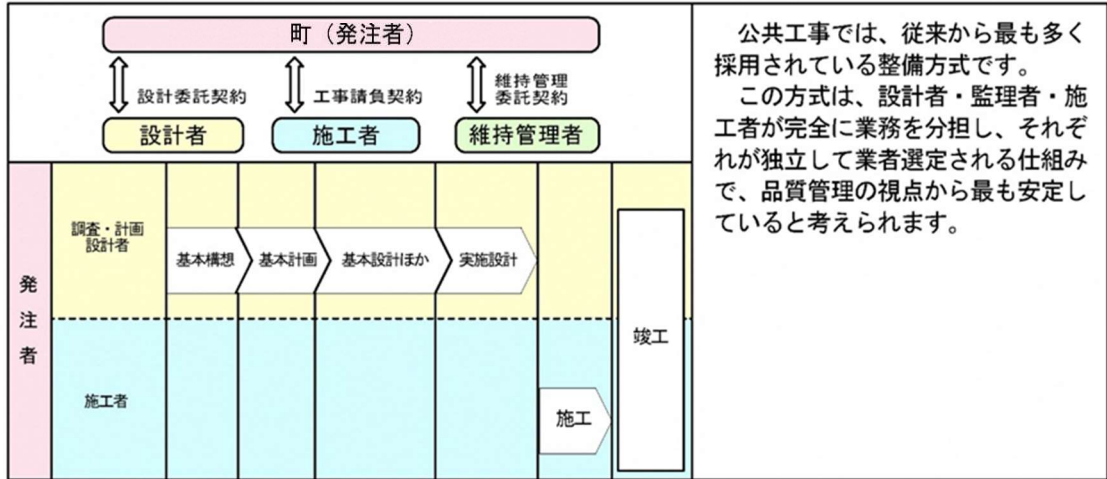
##### ③地域活性化事業債（充当率：90%、交付税措置率：30%）

地域木材を利用した木造建築物が対象（非木造部分が混在する場合は、木造部分のみが対象）

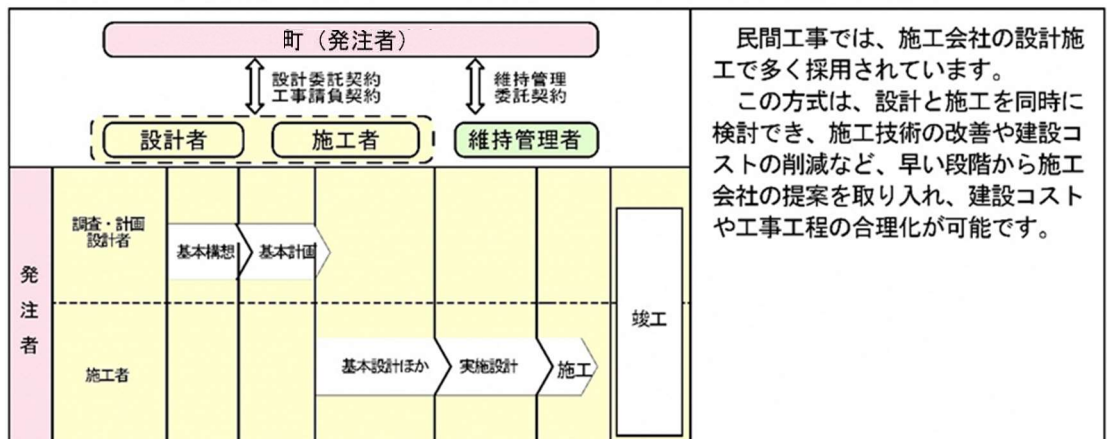
## 10. 事業方式と事業スケジュール

### (1) 新庁舎建設の事業方式と事業の流れ

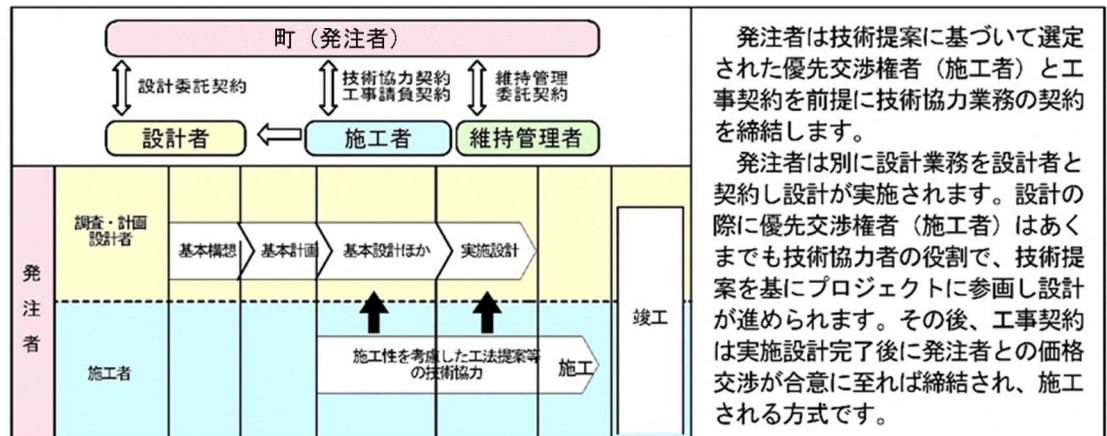
- ・ 分離発注方式



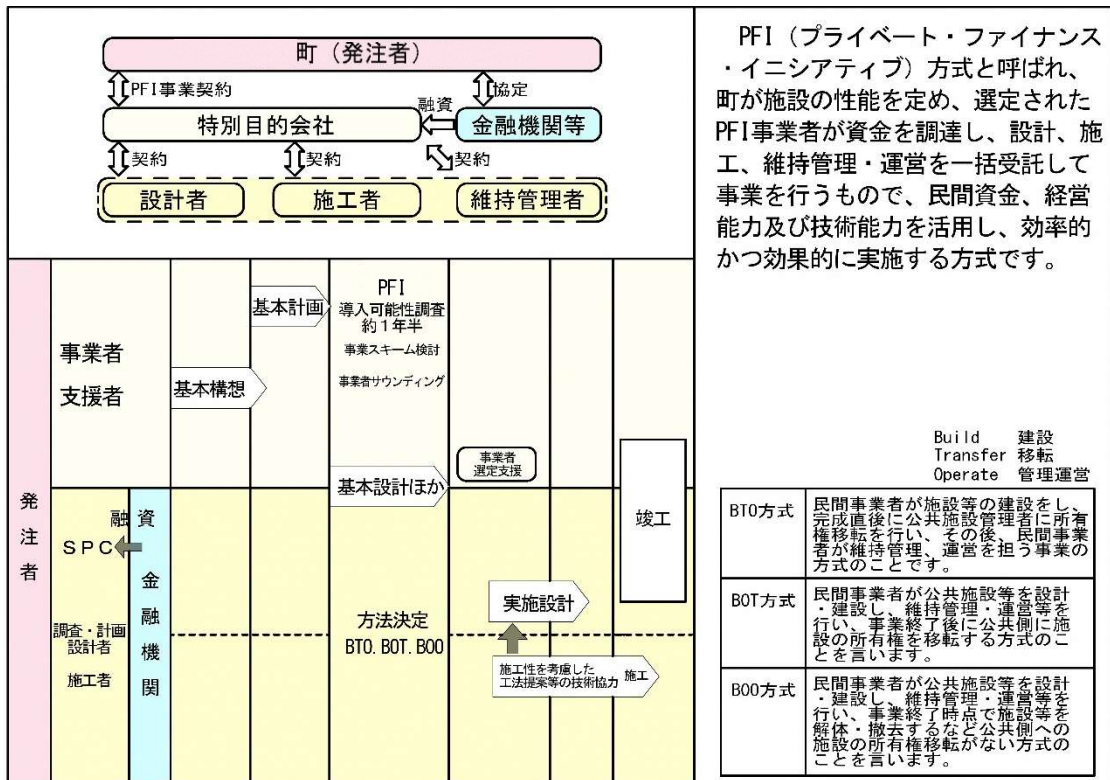
- ・ DB方式（Design-Build）



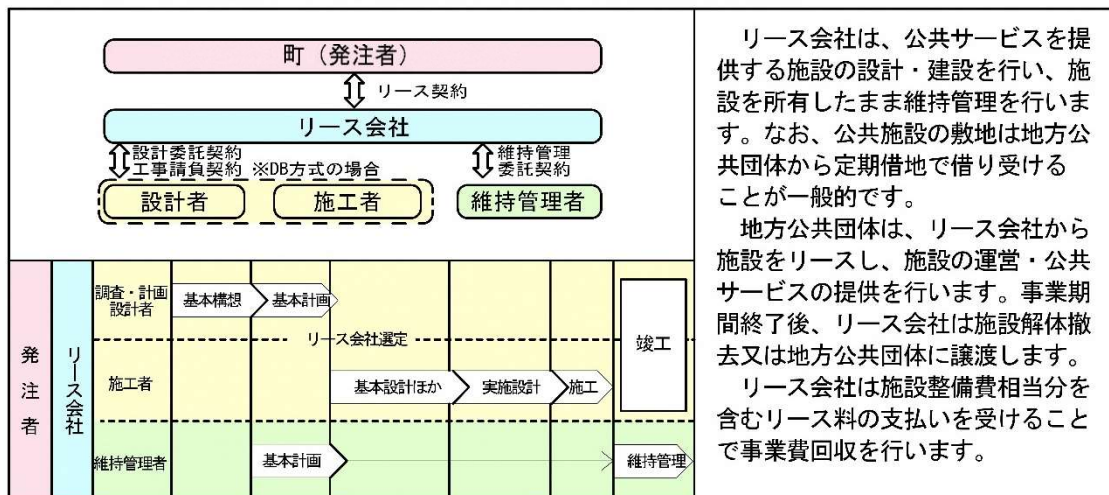
- ・ ECI方式（Early Contractor Involvement）



・ PFI 方式(Private Finance Initiative)



・ リース方式



リース会社は、公共サービスを提供する施設の設計・建設を行い、施設を所有したまま維持管理を行います。なお、公共施設の敷地は地方公共団体から定期借地で借り受けることが一般的です。

地方公共団体は、リース会社から施設をリースし、施設の運営・公共サービスの提供を行います。事業期間終了後、リース会社は施設解体撤去又は地方公共団体に譲渡します。

リース会社は施設整備費相当分を含むリース料の支払いを受けることで事業費回収を行います。

## (2)新庁舎の事業方式別の比較

事業方式ごとの比較は次の通りです。

事業方式	メリット	デメリット
設計施工 分離発注方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計・施工・維持管理（以下、各段階）の各業者選定に透明性、客観性が確保しやすく、相互チェック機能も働く。</li> <li>・地元企業が参加しやすい。</li> <li>・各段階で競争が働き、コストの低減が保たれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各段階でのマネジメントは発注者（町）が行うため、経験値や技術力が必要になる。</li> </ul>
設計施工 一括発注方式 （DB方式）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本設計段階からの施工者の参画により、施工者の施工技術や品質管理等が設計に反映され、建設コストや維持管理コストの縮減を図れる可能性がある。</li> <li>・工期の短縮の可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注段階で設計や施工等に関する要求条件を明確にする必要がある。</li> <li>・発注後の要求条件の変更が困難である。</li> <li>・地元企業が参入しづらい。</li> </ul>
設計施工 一括発注方式 （ECI方式） （基本設計は 施工者とは 異なる設計 者が行う）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工者の早期の参画により、施工技術等が実施設計へ反映され、建設コストや維持管理コストの縮減を図れる可能性がある。</li> <li>・実施設計から施工まで、一連の事業が、円滑に進捗することが期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本設計の趣旨を逸脱し、施工者側の意向に偏った実施設計になりやすく、変更も難しくなる。</li> <li>・施工者側は基本設計条件により工事費を積算するため、詳細な実施設計による積算と乖離するリスクを伴う。</li> <li>・地元企業が参入しづらい。</li> </ul>

事業方式	メリット	デメリット
設計施工 維持管理 一括発注方式 (PFI方式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別目的会社を選定することで、民間のノウハウが発揮される。</li> <li>・ 年間財政負担額の平準化が図れる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 起債が活用できない。</li> <li>・ PFI法に則った事業手続きが必要である。</li> <li>・ 地元企業が参加しにくい。</li> <li>・ 導入可能性調書や基本方針書、要求水準書、提案書審査など事前の準備が発注側・SPC(特別目的会社)側双方ともに過重負担となる傾向が強く、着工までに時間を要する。</li> <li>・ 総コストが割高になることが多い。</li> </ul>
リース方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標準仕様のため、工期短縮の可能性がある。</li> <li>・ 年間財政負担額の平準化が図れる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 起債が活用できない。</li> <li>・ 地元企業が参加しにくい。</li> <li>・ 標準仕様になりやすい。</li> <li>・ 総コストが割高になることが多い。</li> </ul>

### (3) 新庁舎の事業方式の選択

事業方式については、前記(1)～(2)に示した内容を参考に、設計・施工品質の確保、建設コストや維持管理コストの縮減等の各視点から検討を進める必要があります。

また、なによりも本事業は、現庁舎の老朽化や激甚化する災害のリスクがあり、迅速な事業スケジュールを必要とすることや、地元経済の活性化、地元企業育成の観点から地元の企業が参画しやすい事業方式を考慮する必要があります。

そのため、本事業は設計施工分離発注方式を想定します。

#### (4)新庁舎の事業スケジュール

今後の事業スケジュールは次のとおりです。なお、事業方式決定後、個々の業務スケジュールの調整を行います。

建築設計者選定においては、プロポーザル等の実施を視野に入れ、発注準備を進めます。

本計画を踏まえ内容の具現化を進め、新庁舎に求められる機能性や整備手法について、調査検討を進めつつ、幅広い手法をもって町民の方々からご意見をお聞きしながら基本設計を進めていきます。

各事業段階において適切に公表を行い、新庁舎建設が町民にとって分かりやすく、身近な事業となるように努め、令和9年度の建設工事着工、令和11年度の新庁舎完成を目指します。

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
調査 計画	基本的な方針	基本計画策定				
設計 監理			【従来発注型】 基本設計	【従来発注型】 実施設計		
施工					工事監理	
移転						引越

庁舎  
移  
転

※ 解体等のスケジュールは含みません。(完成後概ね10か月程度を要します。)

# 卷 末 資 料



会津坂下町新庁舎建設検討委員会歴代委員名簿（敬称略）

No.	選出母体	役職	氏名	期間	備考
1	会津坂下町社会福祉協議会	会長	高 久 庄 三	1～10回	委員長
			荒 井 盛 行	11～29回	副委員長・委員長
2	会津坂下町商工会	会長	原 幸 二	1～10回	
			五 十 嵐 正 康	11～13回	
		副会長	高 久 栄 一 郎	14～29回	
3	会津坂下町商工会女性部	部長	目 黒 留 美 子	1～12回	
			樋 口 和 恵	13～29回	
4	会津坂下町商工会青年部	部長	小 林 悠 介	1～10回	
			原 健 一 郎	11～16回	
			堀 信 介	17～29回	
5	会津坂下町観光物産協会	理事長	（高久栄一郎）	1～13回	
		副理事長	目 黒 正 博	14～29回	
6	会津よつば農業協同組合坂下支店	支店長	五 十 嵐 尚	1～10回	
			加 藤 和 弘	11～12回	
			五 十 嵐 定 道	13～29回	
7	民生児童委員協議会	会長	二 瓶 敦 子	1～10回	
			廣 川 好 一	11～12回	
			鈴 木 清 記	13～29回	
8	区長・自治会長会	会長	波 多 野 健 吾	1～10回	
			猪 俣 一 也	11～12回	副委員長
			藤 田 信 隆	13回	
			田 中 雄 一	14～16回	
9	坂下婦人会	会長	児 島 正 志	17～29回	
			五 十 嵐 喜 久 子	1～13回	
10	会津坂下青年会議所	理事長等	二 瓶 浩 孝	1～13回	
11	会津坂下未来会議所	-	宇 内 一 平	17～29回	
12	坂下地区地域づくり協議会	会長	鶴 見 常 夫	1～10回	
			藤 田 勝 彦	11～13回	委員長
			武 田 光 徳	14～29回	
13	仲町商栄会	会長	齋 藤 仁 男	1～10回	
			佐 竹 源 弘	11～13回	
14	会津坂下町議会総務常任委員会	委員長	渡 部 順 子	1～8回	
			（五十嵐正康）	9～10回	
15	会津坂下町議会産業建設常任委員会	委員長	山 口 亨	1～8回	
			渡 部 順 子	9～10回	

No.	選出母体	役職	氏名	期間	備考
16	会津坂下町議会文教厚生常任委員会	委員長	青木 美貴子	1～8回	
			三橋 薫	9～10回	
17	認定農業者会	会長	二瓶 隆	1～10回	
			芥川 和久	11～13回	
			佐藤 暢一郎	14～29回	
18	NPO法人こころの森	副理事長	佐藤 ひとみ	1～29回	
19	会津坂下町消防団	団長	山内 真一	1～10回	副委員長
			小池 光明	11～16回	
			長谷川 孝一	17～29回	
20	NPO法人NIVO	理事長	(藤田 勝彦)	1～10回	
21	会津坂下町教育委員会	委員	渡辺 秀一	1～10回	
			内海 真喜子	11～13回	
			戸谷 真理	14～29回	
22	若宮地区地域づくり協議会	(地区代表)	江川 浩	11～29回	
23	金上地区地域づくり協議会		遠藤 博行	11～29回	
24	広瀬地区地域づくり協議会		小池 弘輝	11～29回	
25	川西地区地域づくり協議会		永山 宏一	11～29回	副委員長
26	八幡地区地域づくり協議会		佐瀬 昭雄	11～12回	
			佐藤 政司	13～29回	
27	高寺地区地域づくり協議会		加藤 康明	11～29回	
28	一般公募 (青年代表)	-	武藤 裕美	11～29回	
		-	谷津 拓郎	11～16回	
		-	鈴木 翔太	11～12回	

会津坂下町役場新庁舎建設基本計画策定までの経過

(\* 主な経過を掲載しております。)

年月日	内 容
平成29年 3月23日	新庁舎建設庁内検討委員会の開始 現状の課題、建設候補地、庁舎面積、新庁舎の機能、スケジュール等の検討（市町村役場機能緊急保全事業を活用するため、令和2年度着工を目標とする）
7月13日	◎第1回新庁舎建設検討委員会 ・委員委嘱 ・基本構想、基本計画等諮問
8月21日	◎第2回新庁舎建設検討委員会 ・新庁舎に必要な機能 ・複合施設の検討 ・建設候補地の検討
8月 3日 ～8月25日	新庁舎建設に伴う町民アンケートの実施 ・郵送調査（住民基本台帳上18歳以上の男女1,300人を無作為抽出） 郵送数 1,300通 回収数 582通 回答率 44.8%
9月26日	◎第3回新庁舎建設検討委員会 ・視察研修（川俣町庁舎）
10月20日	◎第4回新庁舎建設検討委員会 ・住民アンケート結果 ・建設候補地の検討
12月13日	◎第5回新庁舎建設検討委員会 ・建設候補地視察 ・住民説明会の意見 ・建設候補地の評価依頼
平成30年 1月15日	◎第6回新庁舎建設検討委員会 ・建設候補地の評価結果
1月30日	◎第7回新庁舎建設検討委員会 ・建設候補地の選定
2月15日	◎第8回新庁舎建設検討委員会 ・中間答申 新庁舎建設場所として「現本庁舎・北庁舎、東分庁舎及び東駐車場用地」が適地であるとする
3月22日	★ <u>新庁舎建設場所の議決</u> 平成30年第1回定例会において、会津坂下町議会基本条例第6条第2号の規定により、 <u>会津坂下町役場新庁舎の建設場所を「現本庁舎・北庁舎、東分庁舎及び東駐車場用地」とすることを可決</u>

年月日	内 容
平成30年 9月 6日	<p>★<u>新庁舎建設の延期の表明</u></p> <p>平成30年第3回定例会において、財政シミュレーションの結果に基づき、新庁舎建設を進めることにより町民サービスへの影響が懸念されるため、新庁舎の建設を延期することを表明する</p> <p>建設場所については、議会の議決を尊重する</p>
9月28日	<p>◎第9回新庁舎建設検討委員会</p> <p>・新庁舎建設の延期</p>
10月24日	<p>◎第10回新庁舎建設検討委員会</p> <p>・新庁舎建設の延期に係る住民説明会</p>
延期期間中	財政健全化アクションプランによる財政健全化の取り組みを実施
令和4年 4月 1日	<p>役場新庁舎建設事業を再開</p> <p>庁舎整備課を設置</p>
6月10日	<p>★<u>意見書の提出</u></p> <p>令和4年第2回定例会において、<u>議員提出議案第8号「会津坂下町役場新庁舎の建設場所について様々な現状を加味し再度協議することを求める意見書」</u>が提出され可決</p>
7月12日	<p>◎第11回新庁舎建設検討委員会</p> <p>・会津坂下町役場新庁舎の建設場所について様々な現状を加味し再度協議することを求める意見書</p>
8月25日	<p>◎第12回新庁舎建設検討委員会</p> <p>・今後の進め方</p> <p>現建設予定地が決定してから4年が経過していることも含めて、町民の意見を再度伺い、建設場所についても再協議を進めることとする</p>
9月15日 ～9月30日	<p>まちづくり懇談会の開催（全7地区）</p> <p>参加者：累計197人</p>
10月 7日 ～10月31日	<p>新庁舎建設に係る町民アンケートの実施</p> <p>・郵送調査（住民基本台帳上15歳以上の男女1,500人を無作為抽出）</p> <p>郵送数 1,500通 回収数 726通 回答率 48.4%</p> <p>・対面調査（会津坂下町芝生フェスタ、総合案内窓口、福島県知事選挙期日前投票所）</p>

年月日	内 容
10月31日	仲町・橋本地区タウンミーティングの開催
11月30日	仲町・橋本自治会より 新庁舎建設要望書を受理 同日、町議会へ新庁舎建設請願書が提出される
12月 9日	★請願書の提出 令和4年第4回定例会において、11月30日に提出された「新庁舎を現建設予定地に速やかに建設することを求める」請願が否決
12月27日	会津坂下町商工会役員協議 新庁舎の建設場所については町に一任すること
12月28日	★議会新庁舎建設検討特別委員会より要請書を受理 ※候補地（旧坂下厚生総合病院跡地）の現在の状況調査
令和5年 1月26日	★議会全員協議会へ上記要請書について回答 「候補地（旧坂下厚生総合病院跡地）の所有状況等については、福島県厚生農業協同組合連合会のままであり、何処かの事業者と売買契約等も行っていない。」
2月16日	会津坂下町観光物産協会より、要望書を受理 現本庁舎周辺に早期に建設することの内容
2月21日	仲町・橋本地区タウンミーティングの開催
2月22日	★議会全員協議会において建設地の変更を表明 新庁舎建設地を「旧坂下厚生総合病院跡地」とする
4月28日	★議会全員協議会において建設地の変更の手続について説明 引き続き議論を重ねて、令和5年第2回定例会において、平成30年議会での議決内容を（旧坂下厚生総合病院跡地へ）一部変更する議案を提出する方針を説明
5月17日 ～5月26日	地域づくり懇談会等の開催（全7地区及び仲町・橋本行政区） 町民アンケート結果を軸に建設場所を「旧坂下厚生総合病院跡地」とする方針を説明 参加者：累計200人
5月29日	★議会全員協議会において地域づくり懇談会等の報告と今後の方針説明 懇談会等で出された意見を受けて、令和5年第2回定例会での建設場所変更議案の提出を見送り、まちづくりのランドデザインを町民と議論していく中で、新庁舎の姿も検討し、建設場所を決定していく方針を説明

年月日	内 容
令和5年 6月15日	◎第13回新庁舎建設検討委員会 ・これまでの経過説明 ・今後の方針を説明（まちづくりのグランドデザインを町民と議論していく中で、新庁舎の姿も検討していく）
6月16日	★議会全員協議会において今後の進め方について説明 あらゆる分野でまちづくりの議論を行い、まちづくりのグランドデザインとしての第6次会津坂下町振興計画後期計画を作り上げ、令和6年第3回定例会での建設場所の決定を目指す方針を説明
6月16日	★請願書の提出 令和5年第2回定例会において、会津坂下町の街づくりを考える会より提出された「現本庁舎周辺での新庁舎早期建設の請願」が否決
令和5年 7月25日 ～令和6年 6月18日	若手職員研究部会の開催（全9回） 現庁舎の課題の抽出、新庁舎に必要な機能の検討、若手職員研究部会提言書を作成し、新庁舎建設庁内検討委員会に提言
令和5年 9月 4日 ～10月10日	新庁舎建設に係る子育て世代向けアンケート調査の実施 対象者：保育所・幼稚園・小学校・中学校・子育てふれあい交流センター利用者・乳幼児健診受診者等の子育て世代の方 回答数：540名
令和5年12月14日 ～令和6年 4月10日	新庁舎建設に係る高齢者向けアンケート調査の実施 対象者：60歳以上のコミュニティセンター利用者など 回答数：152名
令和6年 4月 8日 ～5月20日	新庁舎建設に係る農業従事者向けアンケート調査の実施 対象者：認定農業者 回答数：43名 新庁舎建設に係る障がい者向けアンケート調査の実施 対象者：障がい者 回答数：7名
6月14日	★ <u>新庁舎建設場所の議決</u> 令和6年第2回定例会において、 <u>建設場所に「その他の候補地」を追加する変更の議案第33号が可決</u>
9月12日	★議会新庁舎建設検討特別委員会において説明 令和7年3月までに新庁舎の建設場所と、「新庁舎建設予定地を含む新庁舎建設の基本的な方針」を決定するための今後のスケジュールを説明

年月日	内 容
令和6年11月11日	◎第15回新庁舎建設検討委員会 ・「新庁舎建設候補地の比較検討資料」について協議 ・建設場所は委員会で諮問答申せずに、委員会意見を参考に町が建設場所を決定する方針とすることを確認
11月18日 ～12月3日	新庁舎建設についての町民懇談会の開催（全7地区） 「新庁舎建設候補地の比較検討資料」を基に、町民との懇談会を実施 参加者：累計211人（発言数72件、アンケート61件） WEB意見募集も実施（回答数：12件）
令和7年2月5日	◎第16回新庁舎建設検討委員会 ・新庁舎の建設場所を「旧坂下厚生総合病院跡地」とする内容の「新庁舎建設の基本的な方針（案）」の協議 委員会意見を参考に町の方針として、「新庁舎建設の基本的な方針（案）」を町民説明会に示すことを確認
2月12日 ～2月23日	新庁舎建設に係る町民説明会の開催（全7地区） 新庁舎の建設場所を「旧坂下厚生総合病院跡地」とする内容の「新庁舎建設の基本的な方針」についての町民説明会を実施し、町の方針を説明 参加者：累計185人
3月17日	★ <u>新庁舎建設場所を含む基本的な指針の議決</u> 令和7年第1回定例会において、 <u>新庁舎の建設場所を「旧坂下厚生総合病院跡地」とする内容の議案第19号「建設場所を含む会津坂下町役場新庁舎建設の基本的な指針」</u> が可決
9月16日	★議会新庁舎建設検討特別委員会において協議 「旧坂下厚生総合病院跡地」の敷地の使用範囲、土地取得・敷地測量等の費用負担の考え方及び今後のスケジュールについて協議
9月30日	◎第17回新庁舎建設検討委員会 「旧坂下厚生総合病院跡地」の敷地の使用範囲、今後のスケジュールについて説明
10月28日	◎第18回新庁舎建設検討委員会 ・基本計画（案）の検討
10月31日	★議会新庁舎建設検討特別委員会において協議 ・基本計画（案）の検討

年月日	内 容
令和7年11月10日	◎第19回新庁舎建設検討委員会 ・視察研修（山形県白鷹町と山形県川西町）
11月13日	◎第20回新庁舎建設検討委員会 ・基本計画（案）の検討
11月18日	★ <u>新庁舎建設用地取得予算の議決</u> 令和7年第5回臨時会において、 <u>新庁舎建設用地取得費の補正予算が可決</u>
11月27日	福島県厚生農業協同組合連合会との土地売買契約締結 「旧坂下厚生総合病院敷地」の土地売買契約を締結（特約条項で財産取得議案の可決を条件）
12月12日	★ <u>財産取得議案（旧坂下厚生総合病院敷地）の議決</u> 令和7年第4回定例会において、 <u>新庁舎の建設用地として「旧坂下厚生総合病院敷地」を取得する内容の議案第70号「財産の取得について」が可決</u>
12月15日	◎第21回新庁舎建設検討委員会 ・基本計画（案）の検討 ・団体要望の検討
令和8年 1月 8日	◎第22回新庁舎建設検討委員会 ・基本計画（案）の検討 ・複合施設化の検討
1月28日	◎第23回新庁舎建設検討委員会 ・基本計画（案）の検討 ・防災拠点機能の検討
2月12日	◎第24回新庁舎建設検討委員会 ・基本計画（案）の検討 ・庁内意見の検討
2月25日	◎第25回新庁舎建設検討委員会 ・基本計画（案）の検討 ・今後の進め方の検討
3月11日	★ <u>会津坂下町都市計画マスタープランの一部改訂議案の議決</u> 令和8年第1回定例会において、役場庁舎の建替え位置を「旧坂下厚生総合病院跡地」に改める議案第21号「会津坂下町都市計画マスタープランの一部改訂について」が可決 会津坂下町都市計画用途地域も3月3日付けで変更
3月12日	◎第26回新庁舎建設検討委員会 ・町民に示す基本計画（案）を決定
3月18日 ～3月31日	「新庁舎建設基本計画（案）」の町民意見募集 「新庁舎建設基本計画（案）」に対する、WEB意見募集を実施 回答数：8件

年月日	内 容
令和8年3月24日、 3月26日	新庁舎建設にかかる町民説明会の開催 「新庁舎建設基本計画（案）」を基に、町民説明会を実施 参加者：累計47人（意見アンケート回答数：9件）
4月 1日	庁舎整備事業体制の変更 庁舎整備課を廃止し、建設課に統合
4月 8日	◎第27回新庁舎建設検討委員会 ・町民説明会の報告 ・町民意見と対応案 ・基本計画（案）の検討
4月14日	★議会新庁舎建設検討特別委員会において協議 ・町民説明会の報告 ・町民意見と対応案 ・基本計画（案）の共有
4月16日	◎第28回新庁舎建設検討委員会 ・「新庁舎建設基本計画（案）」の諮問
4月27日	◎第29回新庁舎建設検討委員会 ・「新庁舎建設基本計画（案）」の答申



# 会津坂下町新庁舎建設基本計画

令和8年 月

会津坂下町 建設課 庁舎整備班

〒969-6592 福島県河沼郡会津坂下町字市中三番甲 3662 番地

TEL : 0242-84-1527

URL : <https://www.town.aizubange.fukushima.jp>